

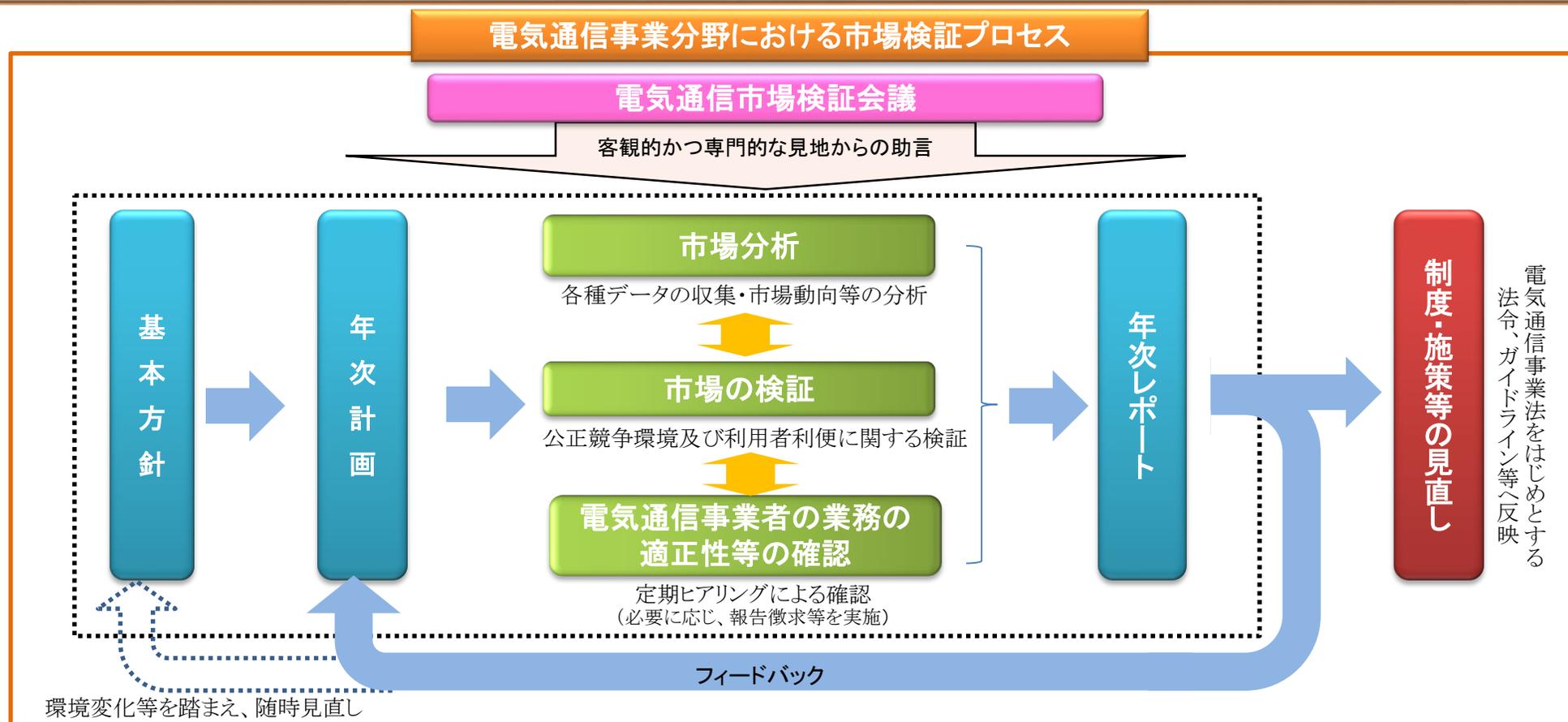
# 電気通信事業分野における市場検証(平成30年度) 年次レポートの概要

---

令和元年9月18日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課

- **市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認**を一体的に行う**市場検証**を実施(平成28～30年度)。
  - ✓ 検証期間中の重点事項として、①固定系通信・移動系通信における卸及び接続、②移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響、③グループ化の動向、④消費者保護ルールに関する取組状況(※)を設定(平成30年度においては、①・②・④を実施)。  
※ 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」において分析・検証を実施。
- 令和元年度以降も、引き続き市場検証の取組を実施すべく、新たな基本方針案を策定。
  - ✓ 旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組みを維持。
  - ✓ 当面の重点事項として、①電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価、②固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認、③「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリング、④制度変更が市場環境に与えた影響の分析を設定。



## 目的

電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議(総合通信基盤局長の会合)を開催。

## 主な検討事項

- (1) 電気通信事業分野における市場検証に関する「基本方針」・「年次計画」について
- (2) 電気通信事業分野における市場動向の分析について
- (3) 電気通信事業分野における公正競争及び利用者利便の確保に関する検証について
- (4) 電気通信事業分野における市場の最新動向及び分析・検証手法等に関する研究について
- (5) (1)に基づく分析・検証の結果等を取りまとめた「年次レポート」について

## 構成員(令和元年6月末時点)

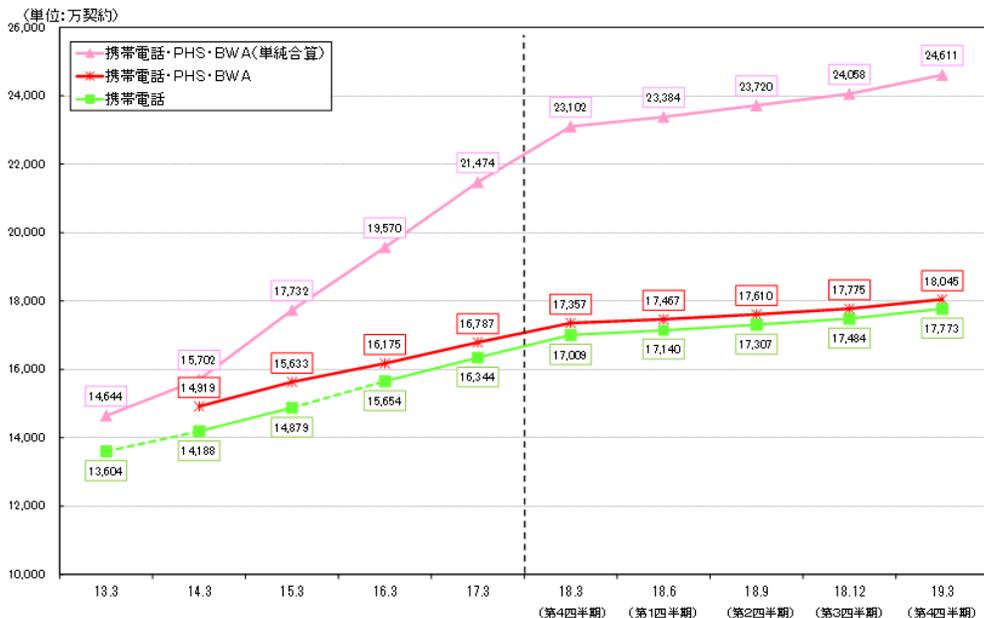
構成員名	所 属
青木 淳一	慶應義塾大学法学部准教授
浅川 秀之	日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略クラスター長・上席主任研究員
池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
大木 良子	法政大学経営学部教授
大橋 弘(座長)	東京大学公共政策大学院・大学院経済学研究科教授
佐藤 英司	福島大学経済経営学類准教授
中尾 彰宏	東京大学大学院情報学環教授
西村 暢史	中央大学法学部教授
林 秀弥(座長代理)	名古屋大学大学院法学研究科教授
森 亮二	弁護士

# 1. 移動系通信市場の分析

---

- 2018年度末時点における**移動系通信の契約数**は、**1億8,045万** (2016.3比+11.6%、2018.3比+4.0%) **携帯電話の契約数**は、**1億7,773万** (2016.3比+13.5%、2018.3比+4.5%)となっている。
- **MNO3グループ及びMVNO別に移動系通信の契約数** (2018年度末時点) の**対前年度末比の増減率**をみると、
  - ・ **NTTドコモ**: **+1.9%** (2016.3時点と比較すると+4.9%)、
  - ・ **KDDIグループ**: **+3.2%** (2016.3時点と比較すると+14.9%)、
  - ・ **ソフトバンクグループ**: **+3.8%** (2016.3時点と比較すると+1.7%)、
  - ・ **MVNO**: **+13.8%** (2016.3時点と比較すると+65.0%)
- **MVNO契約数**は、**依然として高い増加率を維持しているものの、増加率にやや衰えがみられる。**

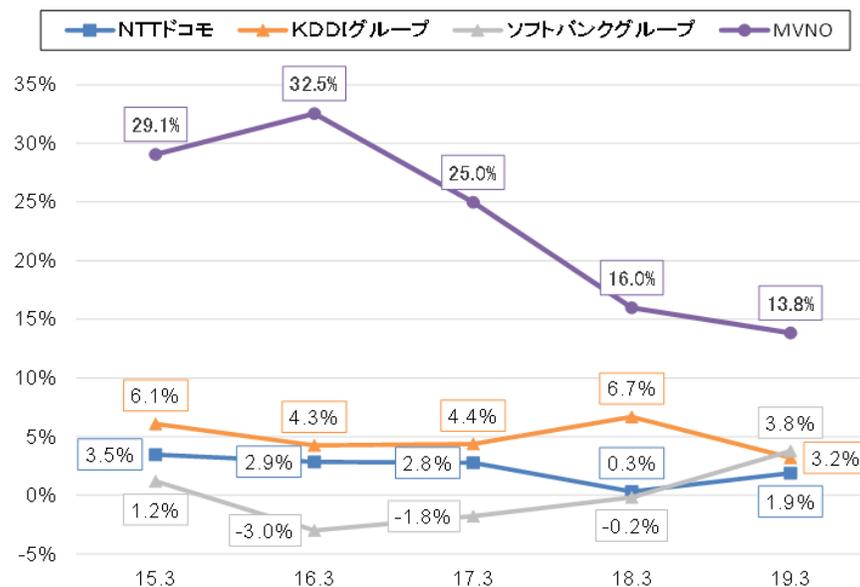
【移動系通信の契約数の推移】



注: 2013年度第2四半期よりMVNO契約数が報告事項に追加され、2015年度第4四半期よりMVNOサービスの区分別契約数が報告事項に追加された。このため、2012年度第4四半期、2013年度第4四半期及び2014年度第4四半期、並びに2015年度第4四半期以降で、グループ内取引調整後の契約数等の算出方法が異なっている。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

【MNO3グループとMVNOの契約数の増減率の推移】

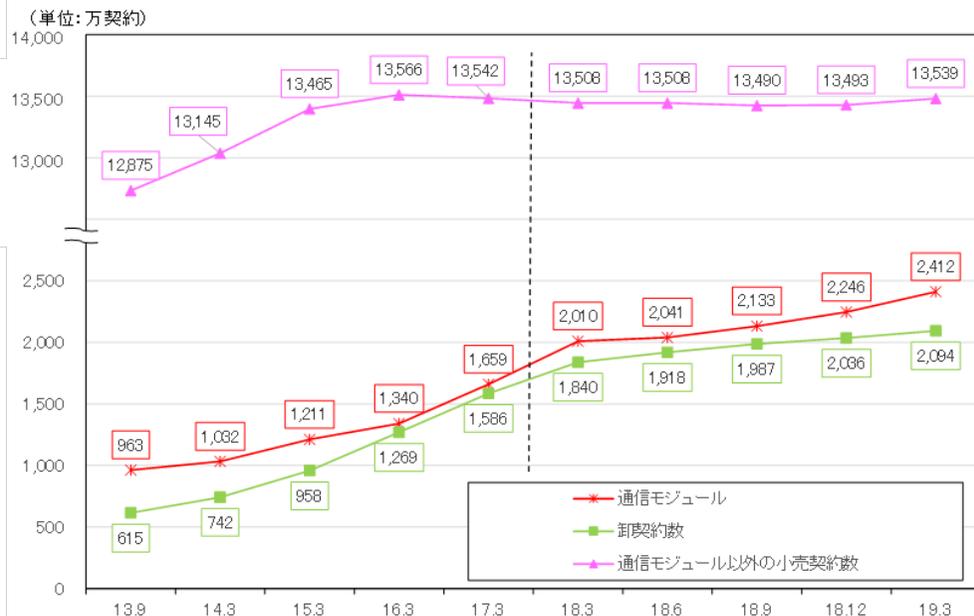


注: 対前年同期比の増加率を表している。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

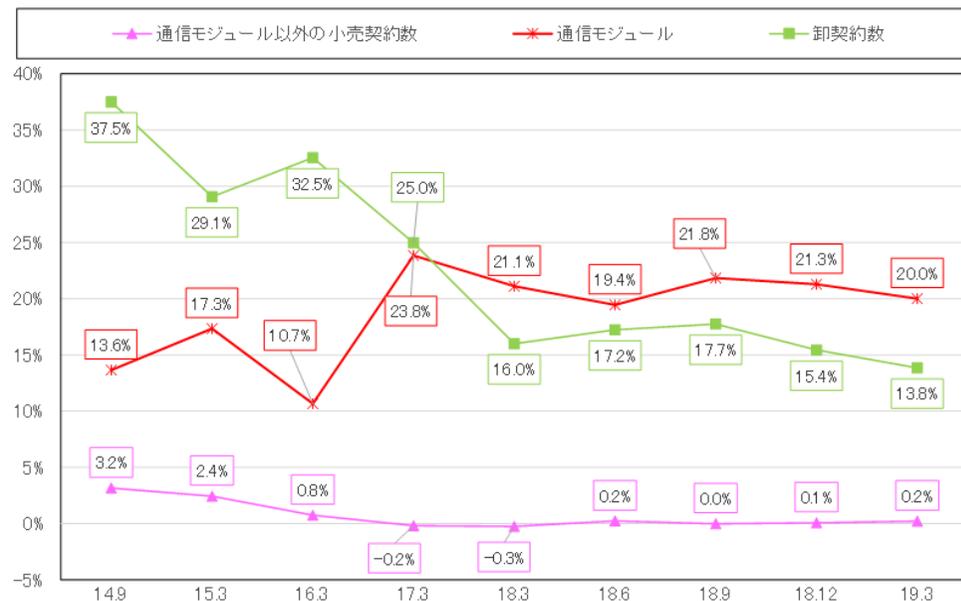
- 移動系通信の契約数を区分別にみると、
  - ・ **通信モジュール** (MNOが最終需要者に直接提供するもの。2018年度末時点の契約数は、**2,412万** (2016.3比+80.0%、2018.3比+20.0%)) 及び**MNOによる卸契約数** (=MVNO契約数。2018年度末時点の契約数は、**2,094万** (2016.3比+65.0%、2018.3比+13.8%)) については、**高い増加率**となっている一方、
  - ・ 上記2つの区分以外の契約数 (MNOによるスマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等の契約数。2018年度末時点の契約数は、**1億3,539万** (2016.3比▲0.2%、2018.3比+0.2%)) については、**概ね横ばい**傾向にある。
- 少なくともMNOに限ってみれば、**スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス分野は、頭打ち状態**となっていることがうかがえる。

【移動系通信の契約数の推移(区分別)】



出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

【移動系通信の区分別契約数の増減率の推移】

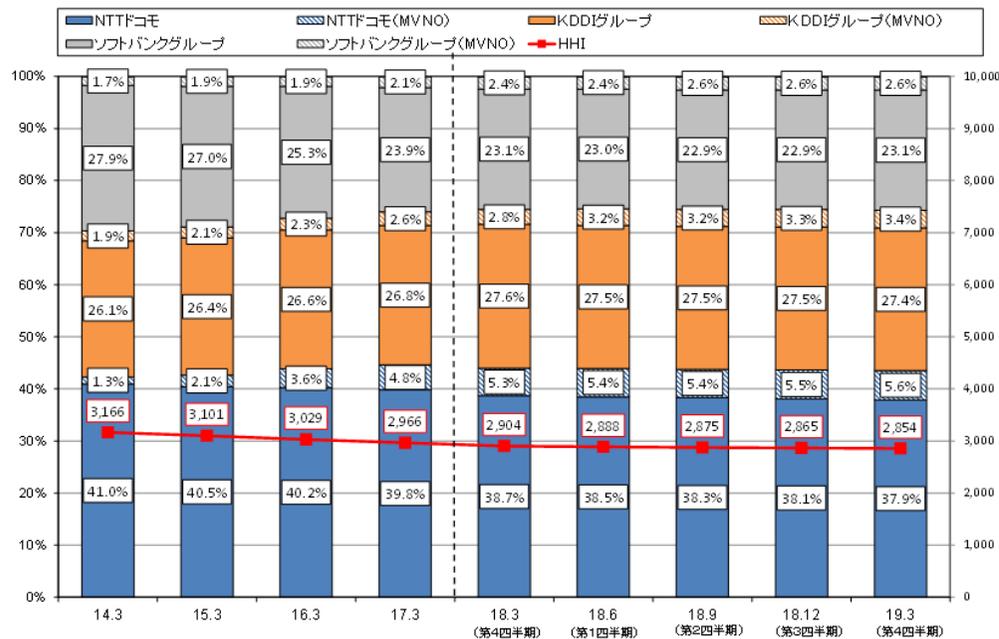


注: 対前年同期比の増加率を表している。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

- **MNO3グループ及びMVNO別の移動系通信市場におけるシェアの分布は以下のとおり。**
  - **NTTドコモが37.9%** (2016.3比▲2.3ポイント、2018.3比▲0.8ポイント)、
  - **KDDIグループが27.4%** (2016.3比+0.8ポイント、2018.3比▲0.2ポイント)、
  - **ソフトバンクグループが23.1%** (2016.3比▲2.2ポイント、2018.3比±0ポイント)、
  - **MVNOが11.6%** (2016.3比+3.8ポイント、2018.3比+1.0ポイント)
- **HHIは2,854** (2016.3比▲174、2018.3比▲50)となっている。
- **2018年度の1年間におけるMNOサービスの純増数(433万)は、MVNOの純増数(255万)を上回っている。**

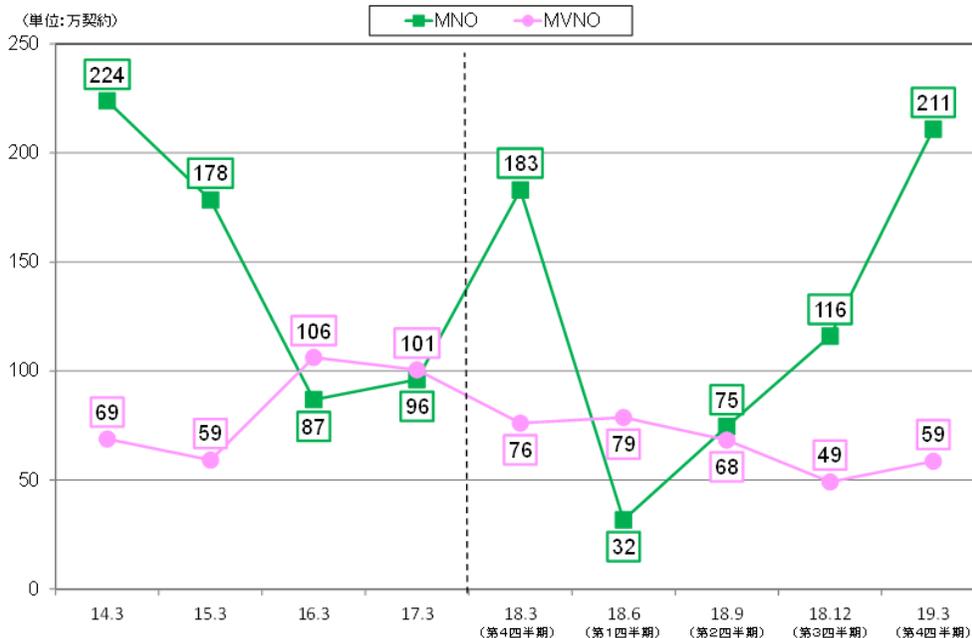
【移動系通信市場におけるシェア及び市場集中度の推移】



注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。  
 注2:「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ウィルコム(14.3)、イー・アクセス(14.3)及びワイモバイル(15.3)が含まれる。  
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。  
 注4: HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。

出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

【移動系通信の契約数におけるMNO/MVNO別の純増減数の推移】

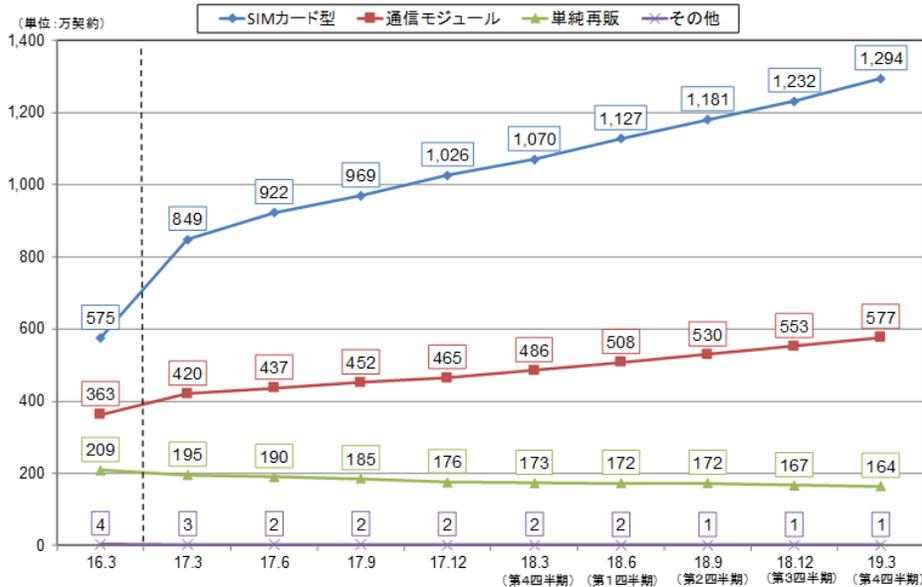


注1: MNOからの報告を基に作成。  
 注2: MNO全体における契約数の純増減数及びMVNO全体における契約数の純増減数を示している(いずれも対前四半期)。

出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

- 2018年度末における**契約数が3万以上のMVNOのサービス区別契約数**は、SIMカード型が**1,294万**（2016.3比+125.0%、2018.3比+21.0%）、通信モジュールが**577万**（2016.3比+58.7%、2018.3比+18.8%）とともに増加傾向。
- 契約数3万以上のMVNO事業者数は**70者**（2016.3比+21者、2018.3比+11者）。このうち、SIMカード型を提供する事業者の数は**51者**となっている。

## 【MVNOサービスの区別契約数の推移】



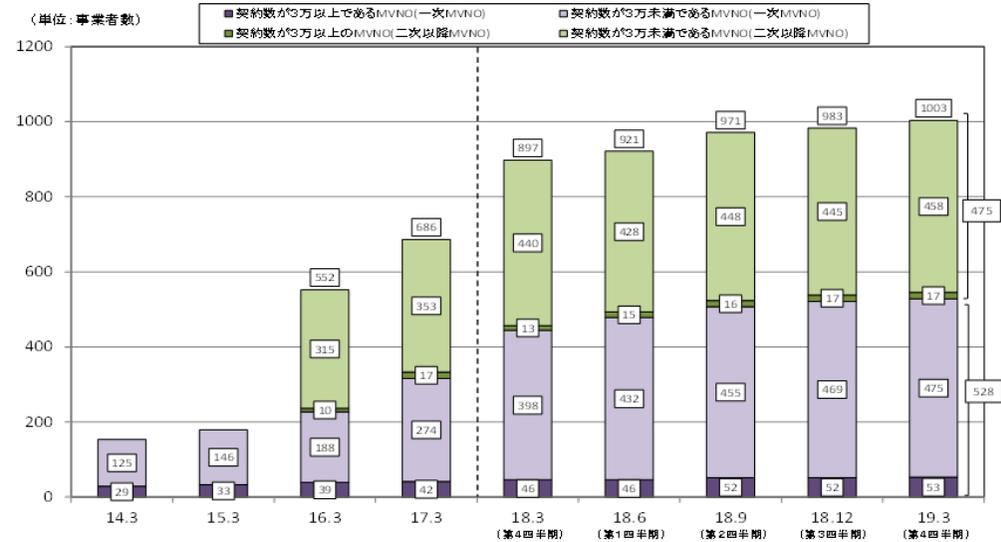
注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2: それぞれの区分については以下のとおり。

- ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
- ・その他: 「SIMカード型」「通信モジュール」「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

## 【MVNOサービスの事業者数の推移】



注1: MNO及び提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

注2: 二次以降のMVNOの事業者数には、二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

注3: 二次以降のMVNOサービスの事業者数については、2016年3月末より報告事項に追加されている。

## 【MVNOサービスの区別事業者数の推移】

区分	16.3	17.3	18.3	18.6	18.9	18.12	19.3
SIMカード型	29 (15)	41 (20)	42 (22)	44 (24)	48 (27)	49 (27)	51 (28)
通信モジュール	17 (12)	18 (12)	18 (14)	18 (16)	20 (17)	20 (17)	20 (17)
単純再販	17 (16)	19 (16)	22 (17)	23 (17)	25 (19)	25 (19)	25 (19)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

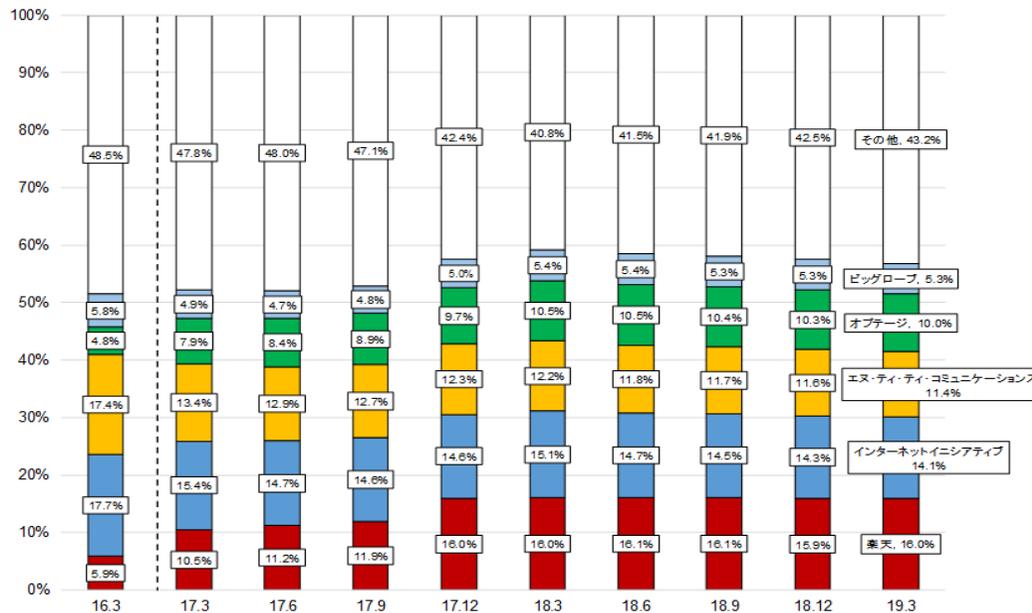
注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。

注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMNOの事業者数。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

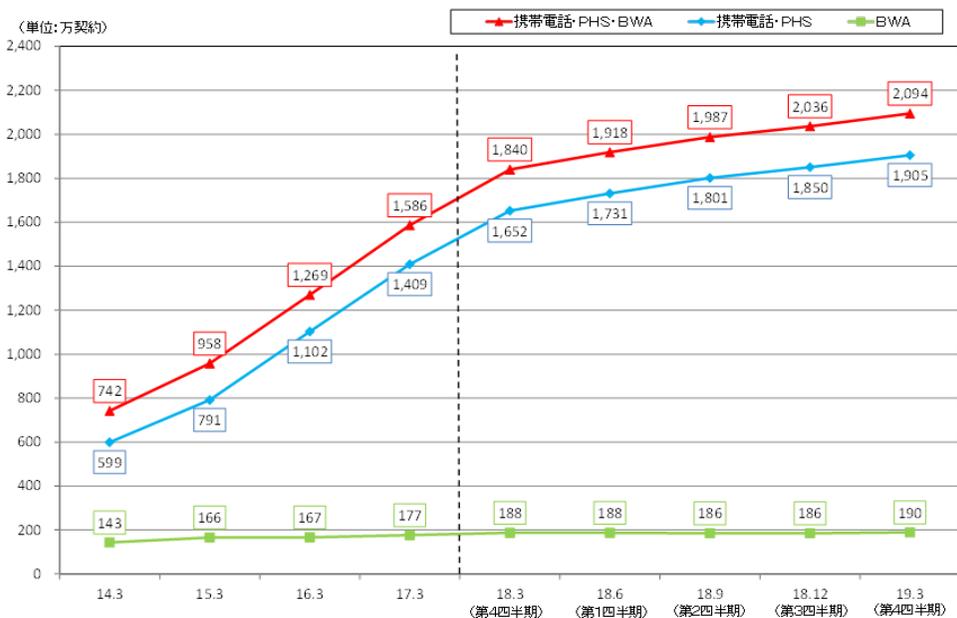
- SIMカード型の契約数上位5者及びそのシェア(契約数3万以上のMVNOに係るもの)は、**楽天(16.0%)、インターネットイニシアティブ(14.1%)、NTTコミュニケーションズ(11.4%)、オプテージ(10.0%)、ビッグロブ(5.3%)**となっている。2016年度以降、NTTコミュニケーションズ・インターネットイニシアティブがシェアを落としている一方、**楽天・オプテージがシェアを伸ばしている**。
- 契約数が3万以上のMVNOのうち、**通信モジュールを提供する事業者の数は20者**となっている。**契約数上位3者(本田技研、セコム、トヨタコネクティッド)**で**通信モジュールの契約数(契約数3万以上のMVNOに係るもの)の9割程度**を占める。
- 契約数3万以上のMVNOの**SIMカード型契約数**にMNOのサブブランドの契約数を加えて各者のシェアを算出すると、
  - 2018年度末における**ワイモバイルのシェアは他のMVNOに比してかなり大きいものの**、(2016年度末比でみても、2017年度末比でみても)**減少傾向**にある。
  - **UQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天のシェアを下回っている**。シェアの伸びは、(2016年度末比でみても、2017年度末比でみても)**SIMカード型契約数上位5者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きくなっている**。

【MVNO契約数(SIMカード)の区分別契約数の推移】



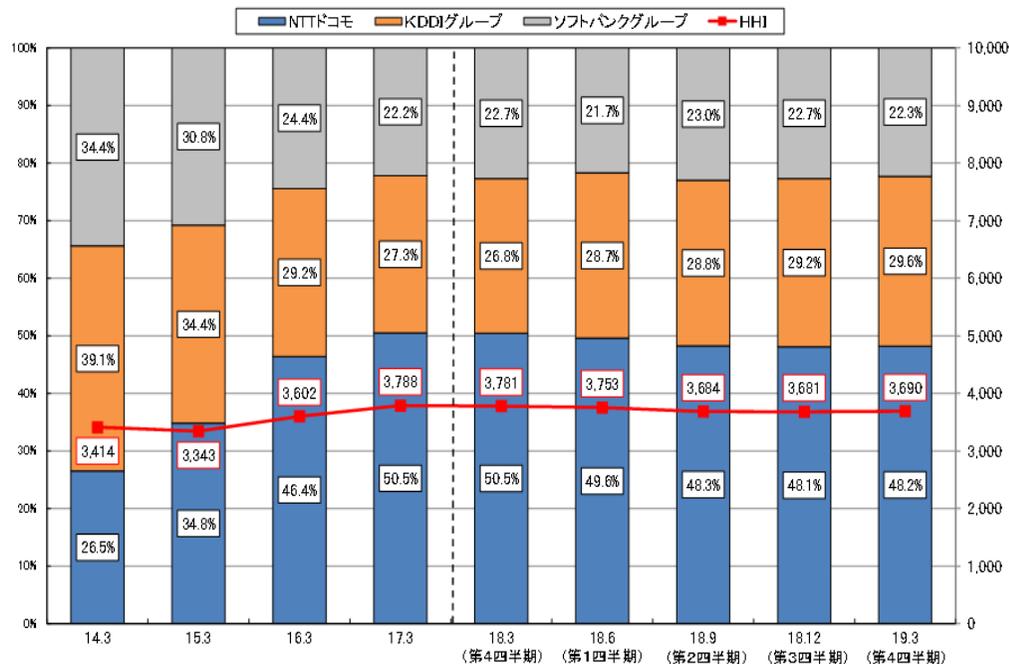
- 2018年度末時点におけるMNOの卸契約数は**2,094万**(2016.3比+65.0%、2018.3比+13.8%)、再卸事業者の**再卸契約数は869万**(2016.3比+128.9%、2018.3比+21.1%)とともに増加傾向。
- 2018年度末時点におけるMNOの卸契約数における事業者別シェアは、NTTドコモが**48.2%**(2016.3比+1.7ポイント、2018.3比▲2.3ポイント)、KDDIグループが**29.6%**(2016.3比+0.4ポイント、2018.3比+2.7ポイント)、ソフトバンクグループが**22.3%**(2016.3比▲2.1ポイント、2018.3比▲0.4ポイント)となっている。HHIは**3,690**となっている(2016.3比+88、2018.3比▲91)。

【MNOの卸契約数の推移】



注: MNOからの報告を基に作成。

【MNOの卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移(グループ別)】



注1: MNOからの報告を基に作成。

注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

注3: 「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。

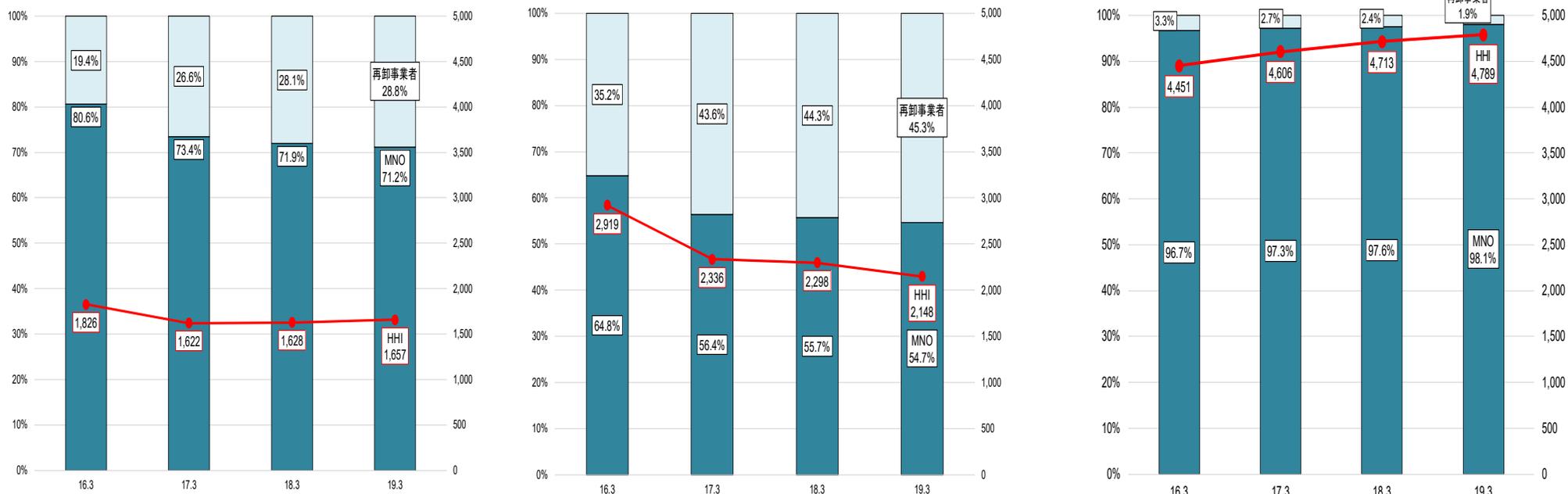
- 2018年度末時点における最終利用者に提供するMVNO（契約数が3万以上のMVNO）に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者のシェアの合計が**28.8%**（2016.3比+9.4ポイント、2018.3比+0.7ポイント）となっている。HHIは**1,657**（2016.3比▲169、2018.3比+29）。
- SIMカード型の卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が**45.3%**（2016.3比+10.1ポイント、2018.3比+1.0ポイント）となっている。HHIは**2,148**（2016.3比▲772、2018.3比▲151）。
- 通信モジュールの卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計は**1.9%**（2016.3比▲1.3ポイント、2018.3比▲0.4ポイント）にとどまる。HHIは**4,789**（2016.3比+338、2018.3比+75）。

【最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移】

<全体>

<SIMカード型>

<通信モジュール>



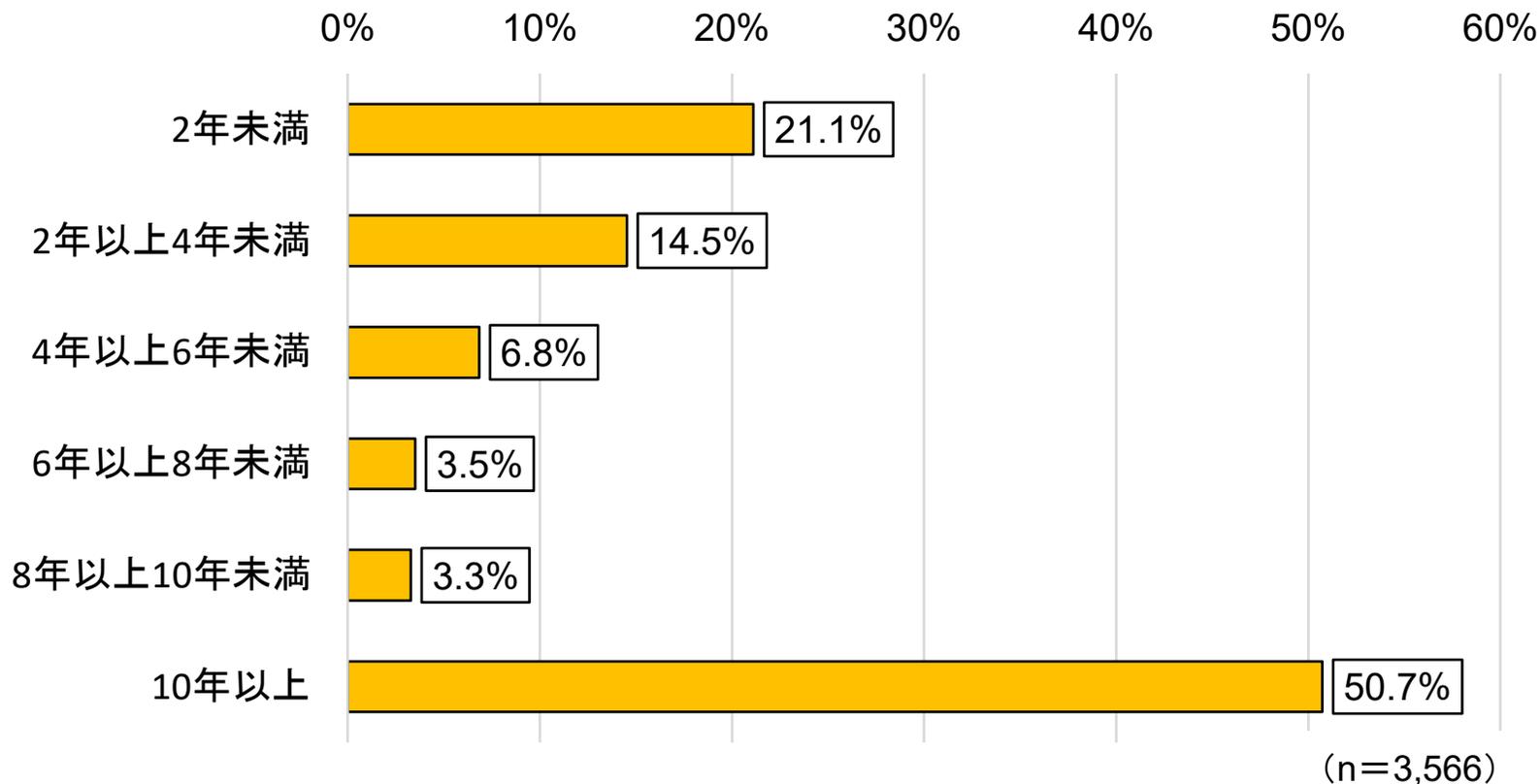
(参考) 主な再卸事業者

株式会社インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ネットワークコンサルティング、フリービット株式会社、丸紅無線通信株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社

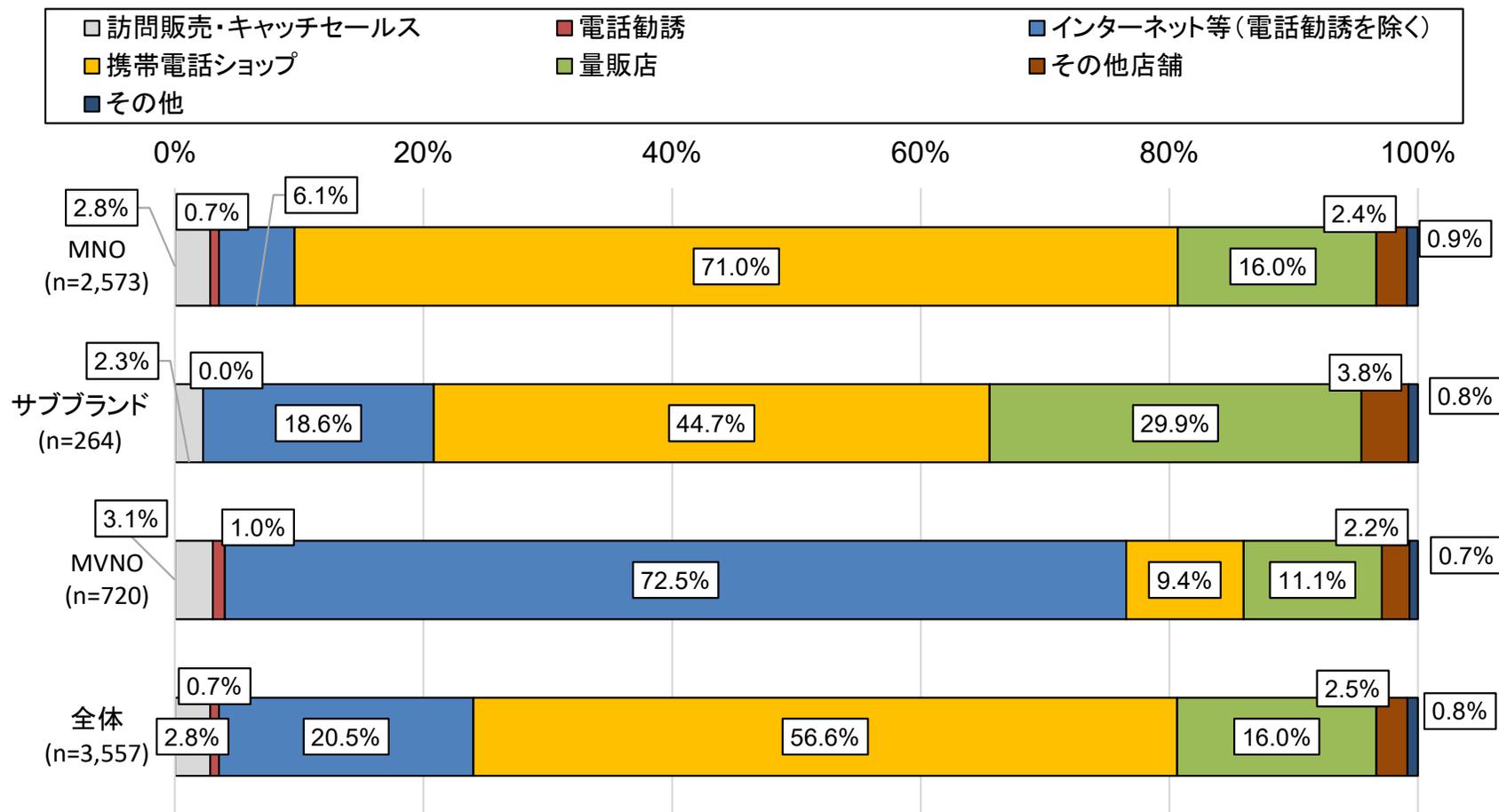
注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。  
注2: MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

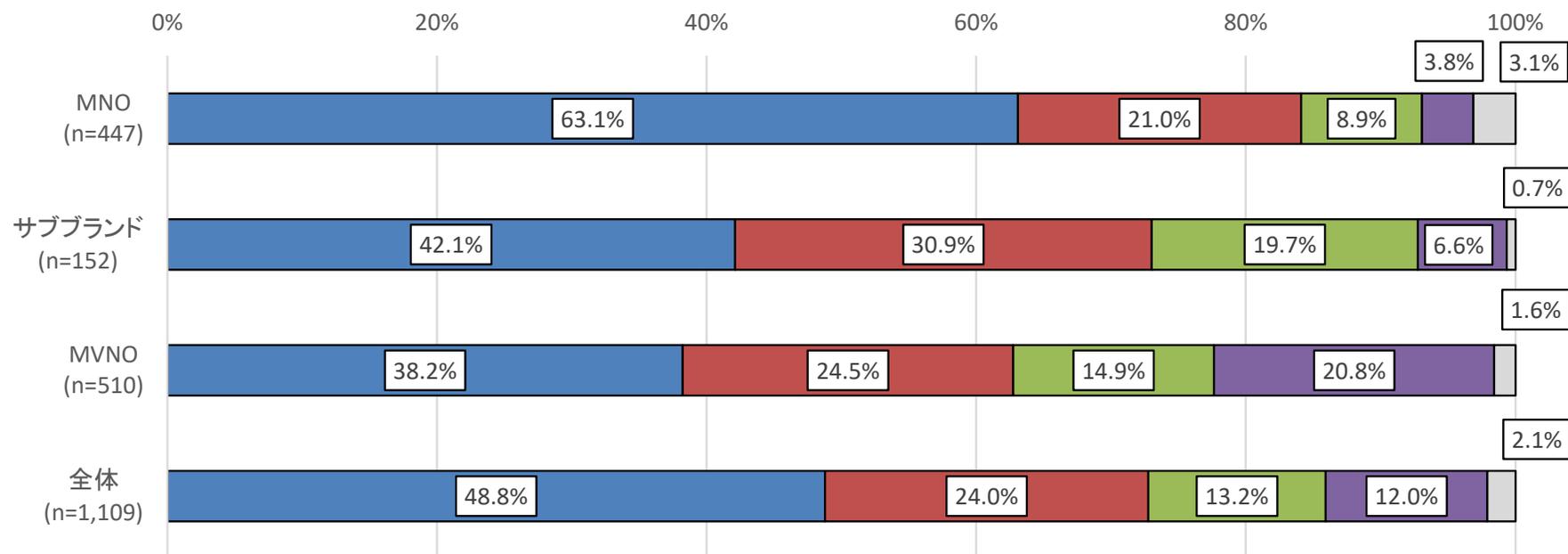
- 「10年以上」同一の事業者のサービスを継続して利用している者が**過半数**を占める。
- 「比較的頻繁に事業者を変更する人」と「長期間同一の事業者のサービスを継続する人」との分化がなされていることがうかがえる。



- MNO利用者及びサブブランド利用者においては、対面による契約（「携帯電話ショップ」又は「量販店」での契約）が中心となっている。
- MVNO利用者においては、「インターネット等」による契約が中心になっている。

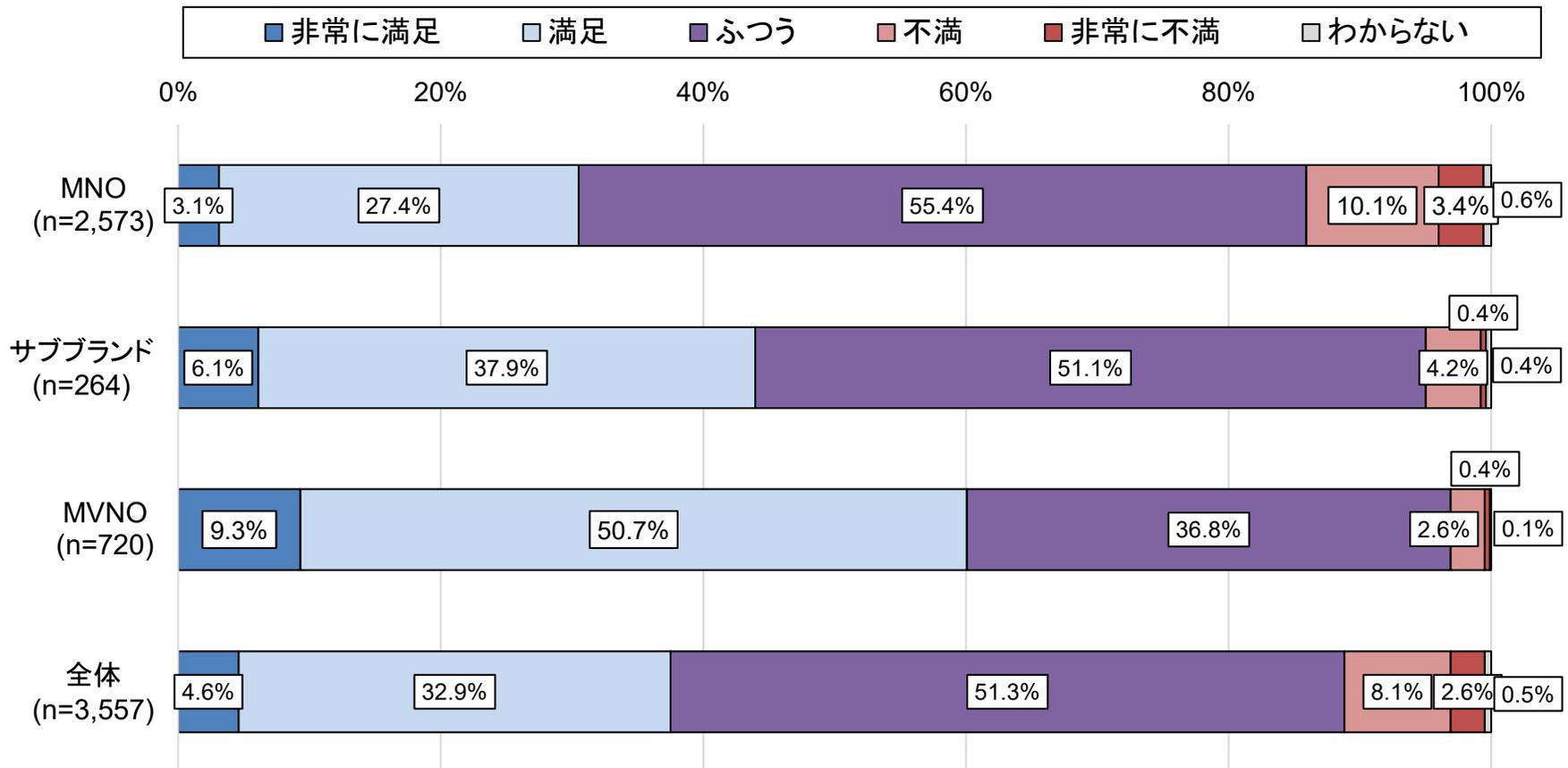


- MNO利用者においては、63.1%の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とした一方、MVNO利用者においては、その割合が38.2%にとどまるなど、MVNO利用者においては、比較的多数の移動系通信事業者の中からサービス選択を行っていることがうかがえる。
- MNO利用者においても、「MVNOをよく知っている」者は、比較的多数の移動系通信事業者の中からサービス選択を行っている傾向がみられた（例えば、「MVNOをよく知っている」者の中で「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」とした者の割合は53.0%であった一方、それ以外の者の中で同様の回答をした者の割合は69.0%にのぼる。）。

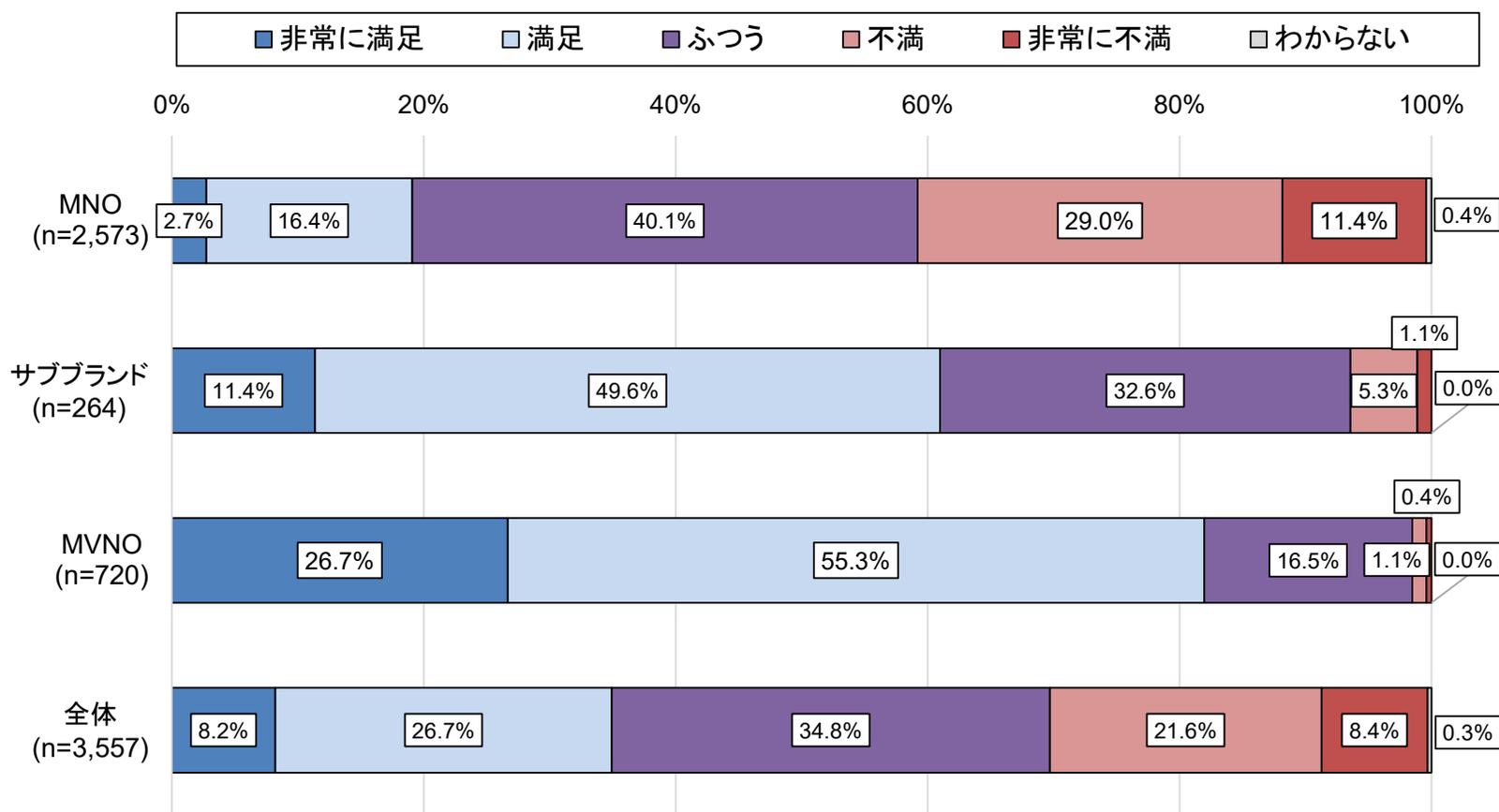


- 現在利用中の1社のみしか検討しなかった
- 2社比較した
- 3社比較した
- 4社以上比較した
- わからない(事業者の選定に携わっていない等)

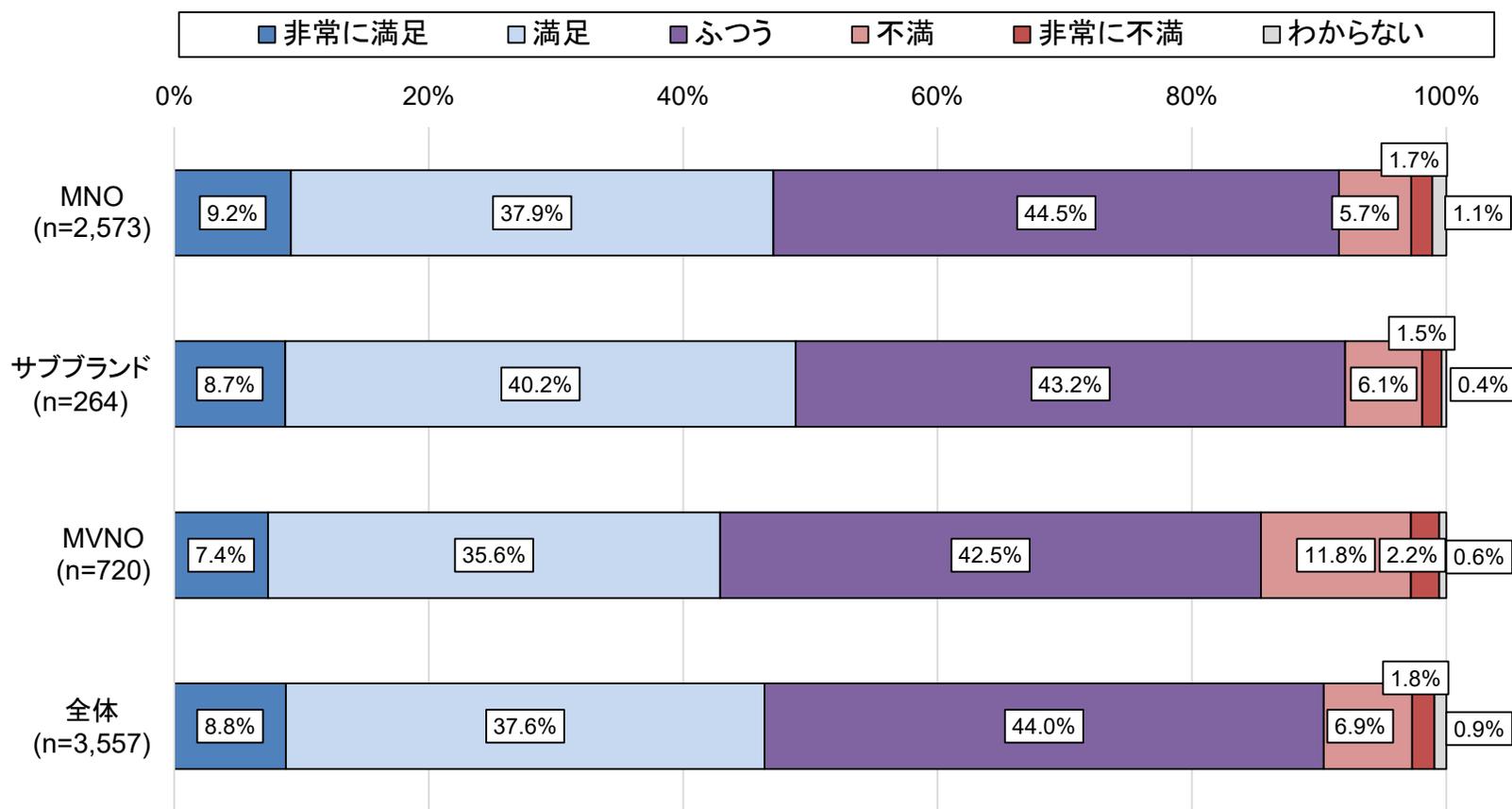
- 現在主に利用している移動系通信サービスの総合的満足度に関する質問について、MVNO利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**60.0%**であったのに対し、サブブランド利用者においては**43.9%**、MNO利用者においては**30.6%**となっている。



- 料金の満足度に関する質問では、**MVNO利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**81.9%**であったのに対し、**サブブランド利用者**においては**61.0%**、**MNO利用者**においては**19.1%**となっており、サービスの形態間での差が顕著なものとなっている。



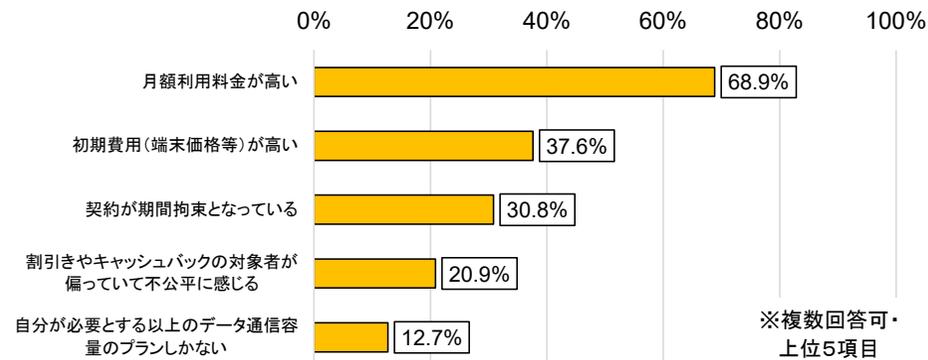
- 通信速度・品質の満足度に関する質問では、サブブランド利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**48.9%**であったのに対し、MNO利用者においては**47.1%**、MVNO利用者においては**42.9%**となっており、サービスの形態間で大きな差はみられなかった。



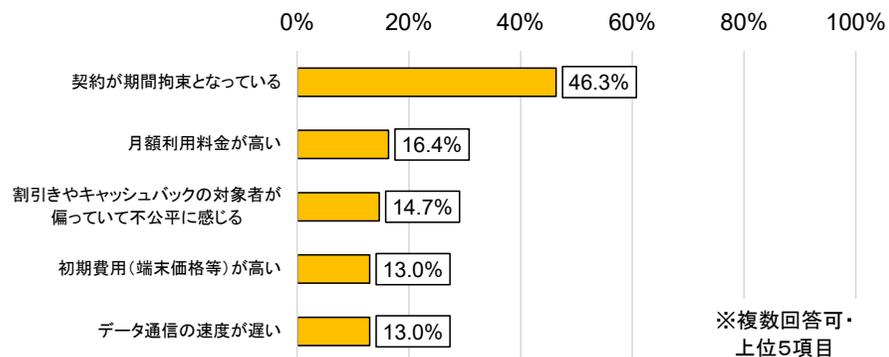
- 現在利用中の移動系通信サービスについて、「不満な点がない」とした者の割合は、MNO利用者においては23.5%、サブブランド利用者においては33.0%、MVNO利用者においては39.2%であった。
- 不満な点について、MNO利用者においては、「月額利用料金が低い」を挙げる回答者が最も多く(68.9%)、サブブランド利用者においては、「契約が期間拘束となっている」を挙げる回答者が最も多かつた(46.3%)。MVNO利用者においては、「特定の時間帯に繋がりにくい」(34.5%)、「データ通信の速度が遅い」(32.9%)といった通信品質面の不満を挙げる者が多かつた。

出所:2018年度利用者アンケート

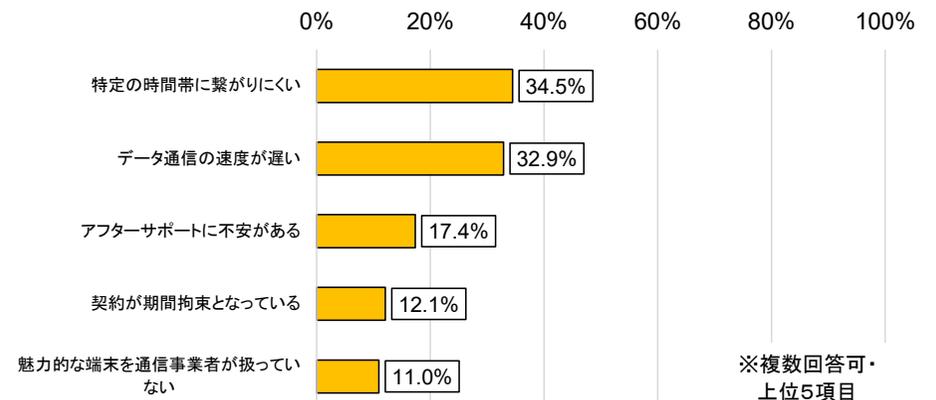
MNO(n=1,968)



サブブランド(n=177)



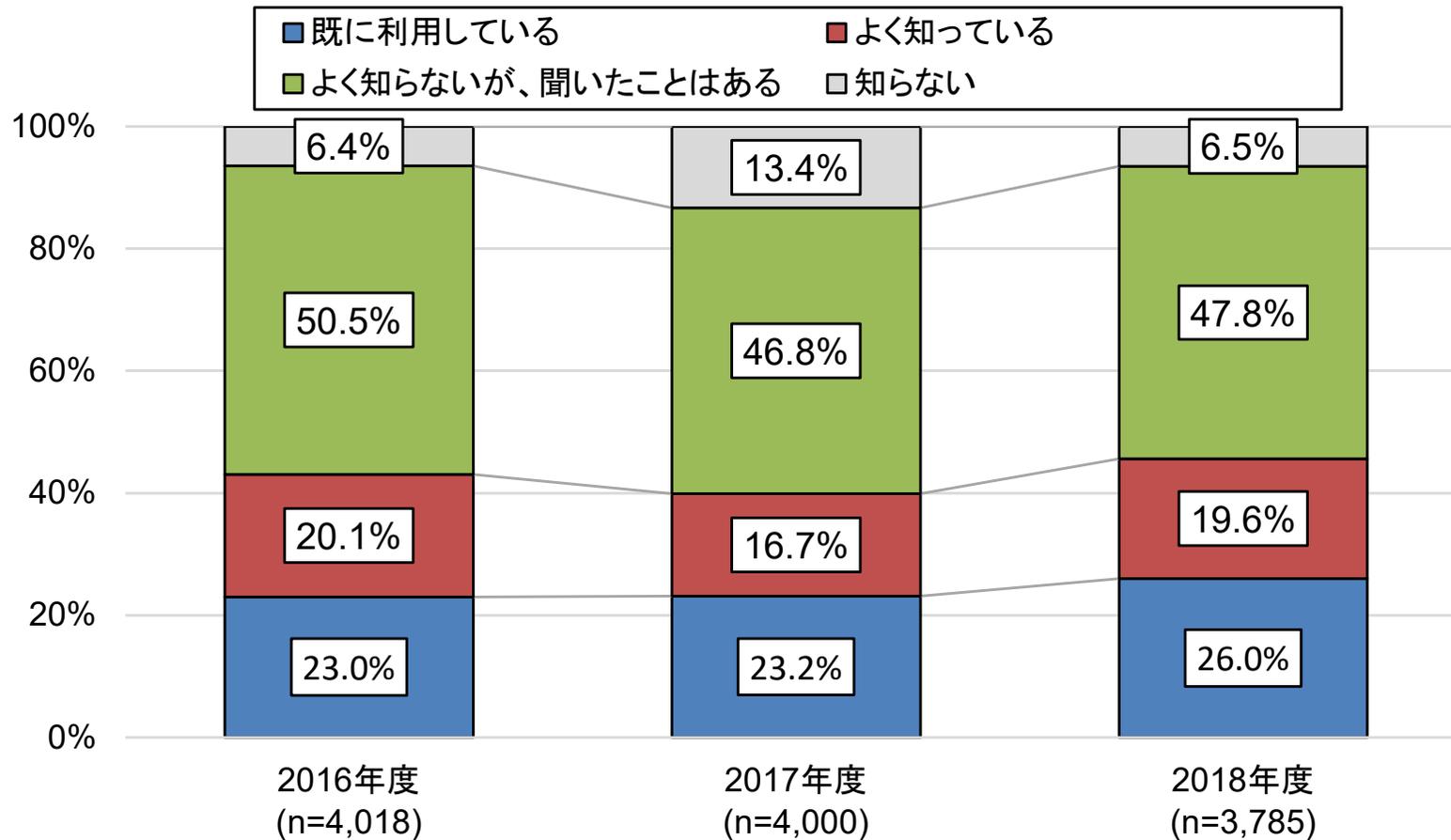
MVNO(n=438)



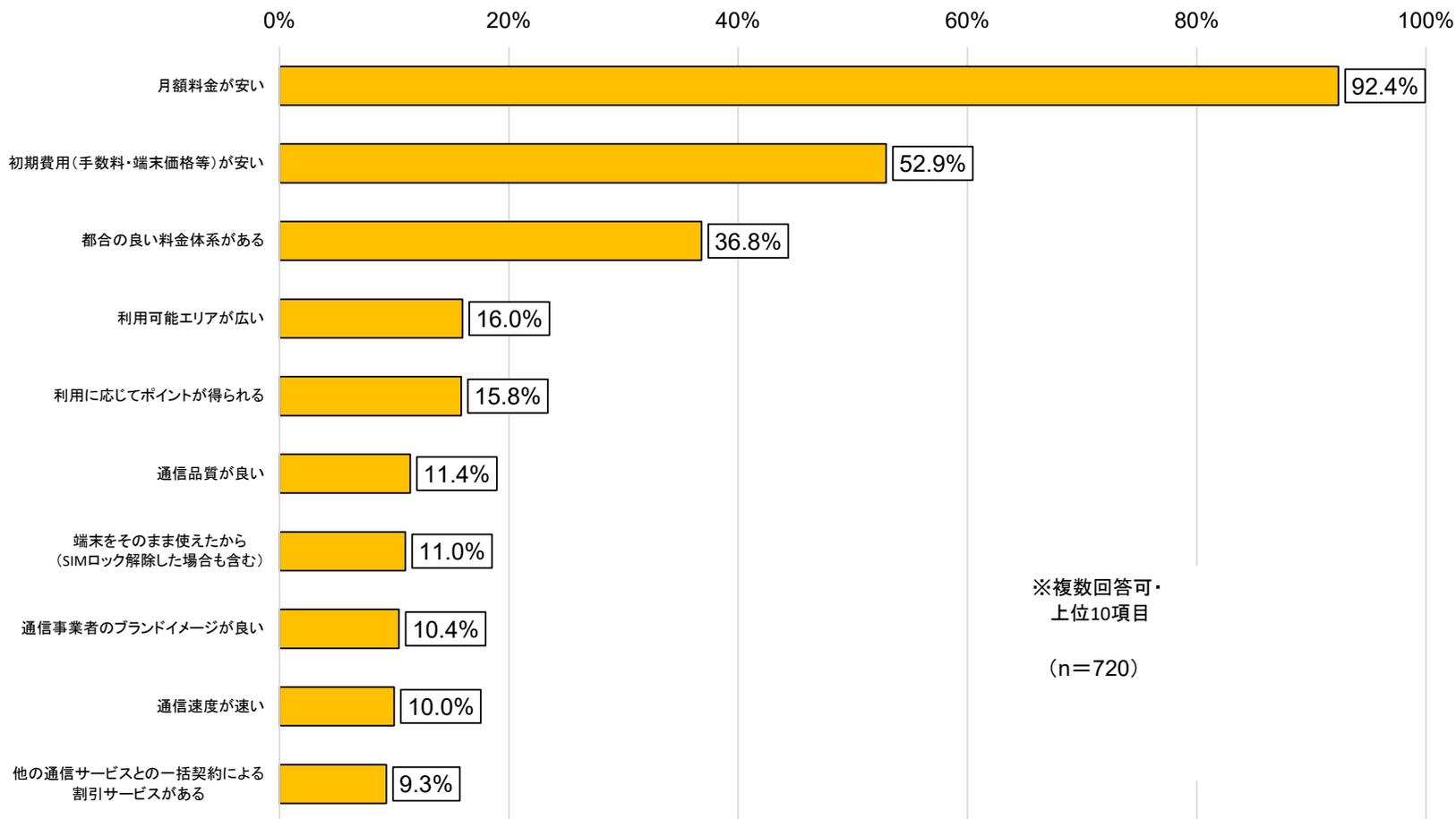
- 仮に現時点においてどの移動系通信サービスも利用しておらず、また、移動系通信に使用する端末も保有していない場合、新たにどの移動系通信事業者のサービスを利用したいかについて質問。現在利用中のサービスを利用すると回答した者の割合は**52.0%**(3,557人中1,850人)であった。
- 新規契約先として、**楽天モバイル**を利用したいと回答している者が多く、MNOとしての新規参入に対して強い期待が持たれていることがうかがえる。また、MNO利用者においては、新たな契約先として、MNO・サブブランド・MVNOを挙げる者の割合に大きな差異はなく、サブブランド利用者においても、新たな契約先として、MNO・MVNOを挙げる者の割合に大きな差異はない。一方、MVNO利用者においては、新たな契約先としてMVNOを選択している者の割合が多い。

現在利用中のサービス	現在利用中のサービスを利用	現在利用中のサービス以外のサービスを利用			
		MNO	サブブランド	MVNO(楽天モバイル以外)	楽天モバイル
MNO (2,573人)	1,368人 (53.2%)	336人 (13.1%)	321人 (12.5%)	281人 (10.9%)	267人 (10.4%)
サブブランド (264人)	109人 (41.3%)	58人 (22.0%)	17人 (6.4%)	40人 (15.2%)	40人 (15.2%)
MVNO(楽天モバイル以外) (477人)	209人 (43.8%)	48人 (10.1%)	36人 (7.5%)	92人 (19.3%)	92人 (19.3%)
楽天モバイル (243人)	164人 (67.5%)	11人 (4.5%)	26人 (10.7%)	42人 (17.3%)	—

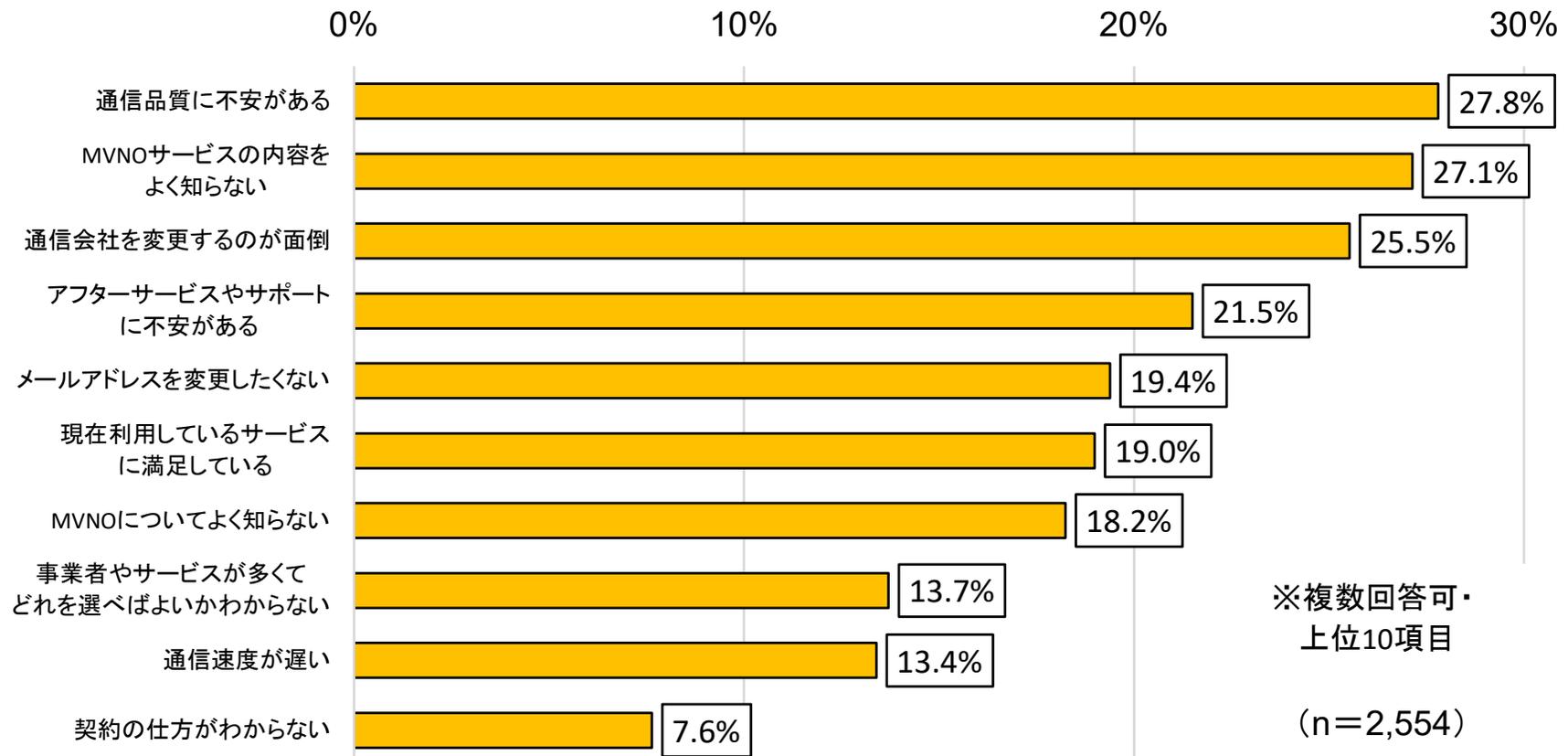
- **MVNOサービスの認知度** (サブブランドまたはMVNOが提供する移動系通信サービスを主に利用している者+MVNOについて「よく知っている」と回答した者の割合)は、**45.6%** (昨年度39.9%)であった。



- MVNOサービスを主に利用する者に対し、事業者選択理由を尋ねたところ、「月額料金が安い」を挙げた者が最も多く(92.4%)、次いで「初期費用(手数料・端末価格等)が安い」(52.9%)を挙げた者が多くみられた。

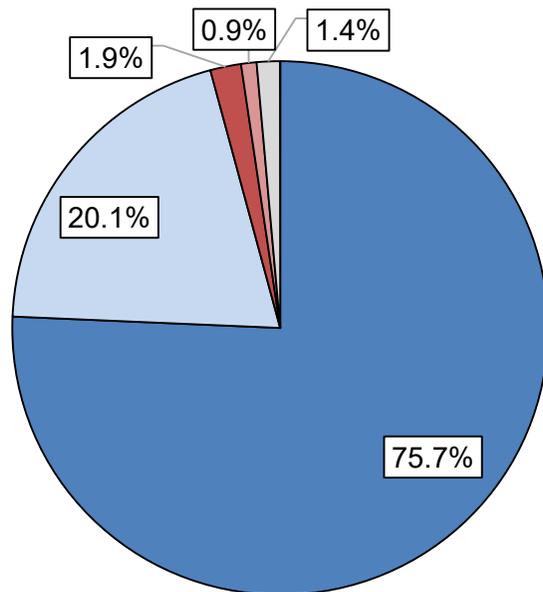


- MVNOサービスについて、「よく知っている」または「よく知らないが、聞いたことはある」とした者(2,554人)に対し、MVNOサービスを利用しない理由について尋ねたところ、「通信品質に不安がある」を挙げた者が最も多く(27.8%)、次いで「MVNOサービスの内容をよく知らない」(27.1%)、「通信会社を変更するのが面倒」(25.5%)を挙げた者が多くみられた。
- MVNOサービスについて、「よく知っている」とした者(743人)に限ってみると、「通信品質に不安がある」(28.0%)、「通信会社を変更するのが面倒」(26.0%)、「現在利用しているサービスに満足している」(22.7%)の順となる。

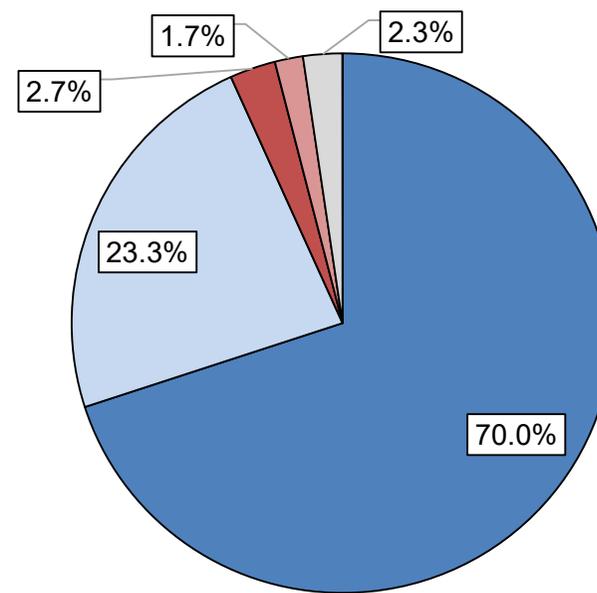


- 現在主に利用している移動系通信端末について、「契約している移動系通信事業者から新品を購入」と回答した者が75.7%を占める(MVNO利用者に限ると49.0%)。
- 中古端末を利用していると回答した者の割合は、2.8%にとどまる(MVNO利用者に限ると7.2%)一方、今後、端末を交換する際に中古端末を購入すると回答した者の割合は、4.4%となっている。

現在利用している移動系通信端末



今後、端末を交換する際

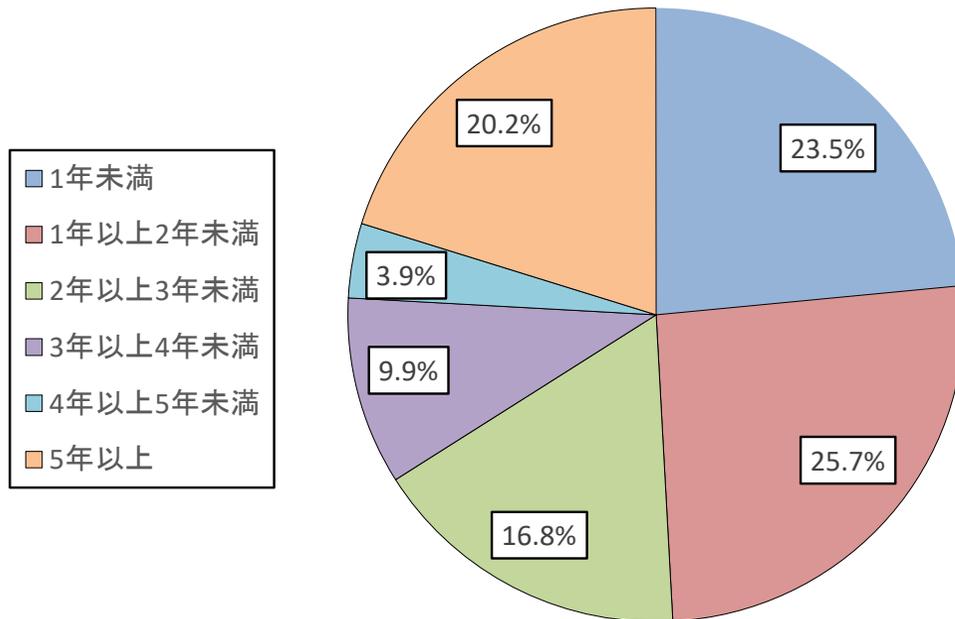


(n=3,557)

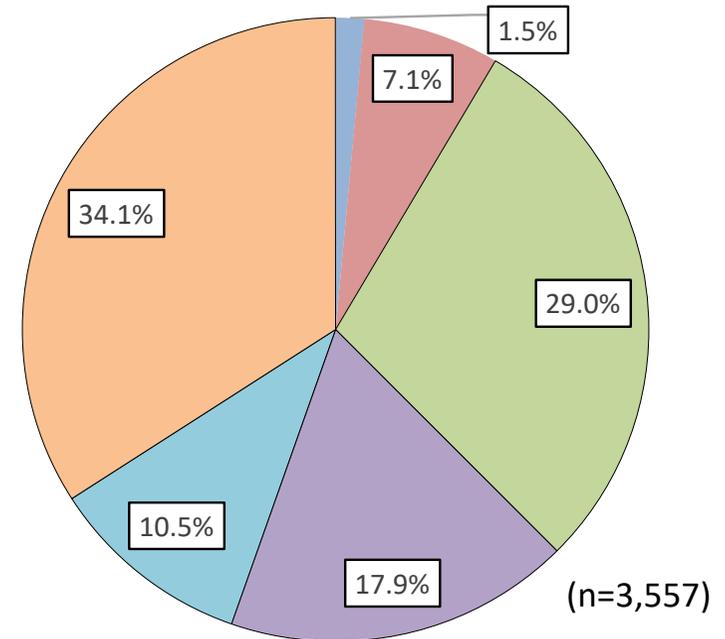
- 契約している移動系通信事業者から新品を購入
- 契約している移動系通信事業者以外から新品を購入
- 通信販売で中古品を購入
- リサイクルショップ等で中古品を購入
- その他

- 現在主に利用している移動系通信端末の利用年数について、過半数(50.9%)の者が2年以上経過していると回答している。
- 移動系通信端末の買い換え頻度について、「3年以上」と回答している者の割合は6割を超え(62.5%)、「5年以上」と回答している者の割合も3分の1を超える(34.1%)。

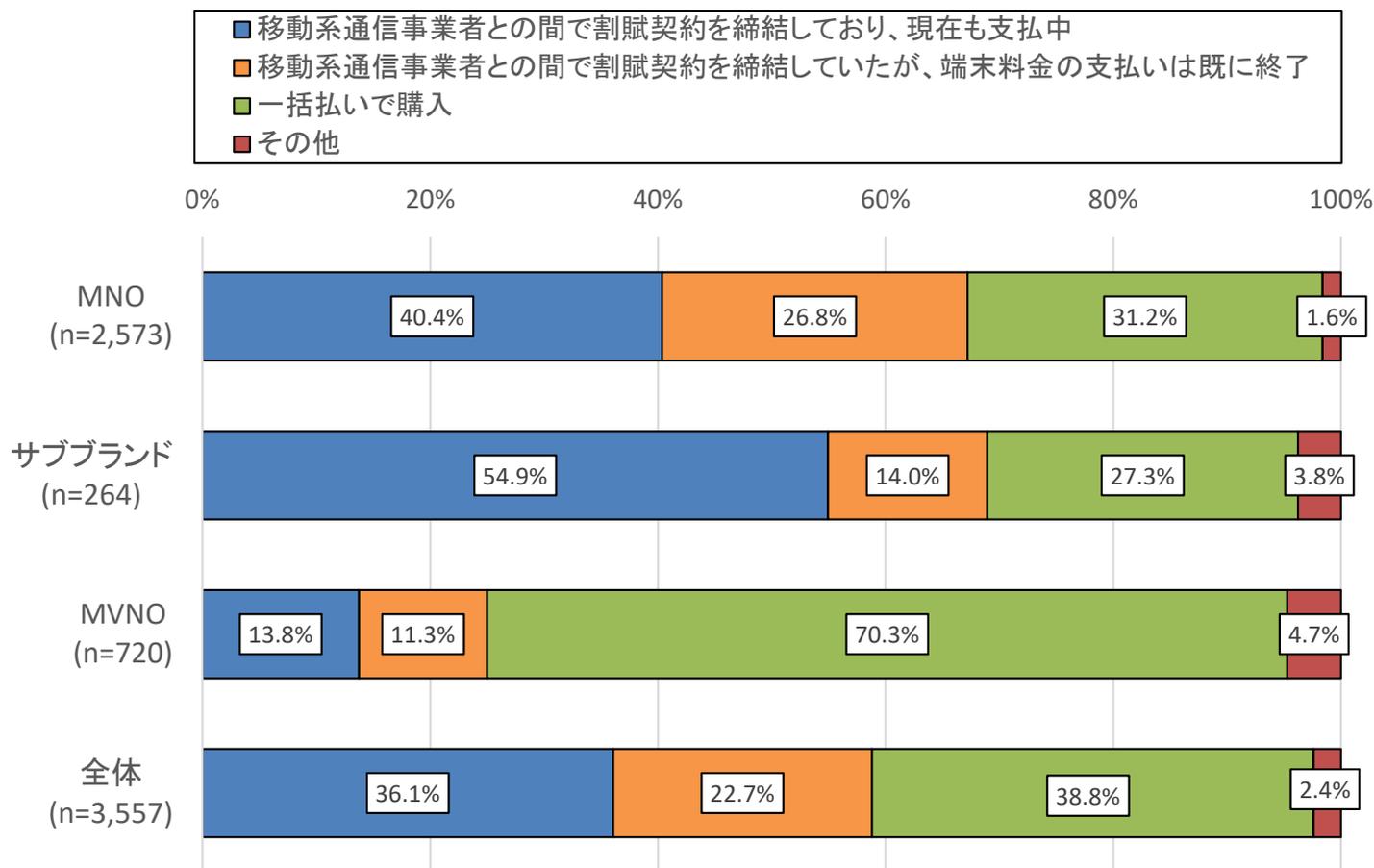
現在利用している移動系通信端末の利用年数



移動系通信端末の買い換え頻度

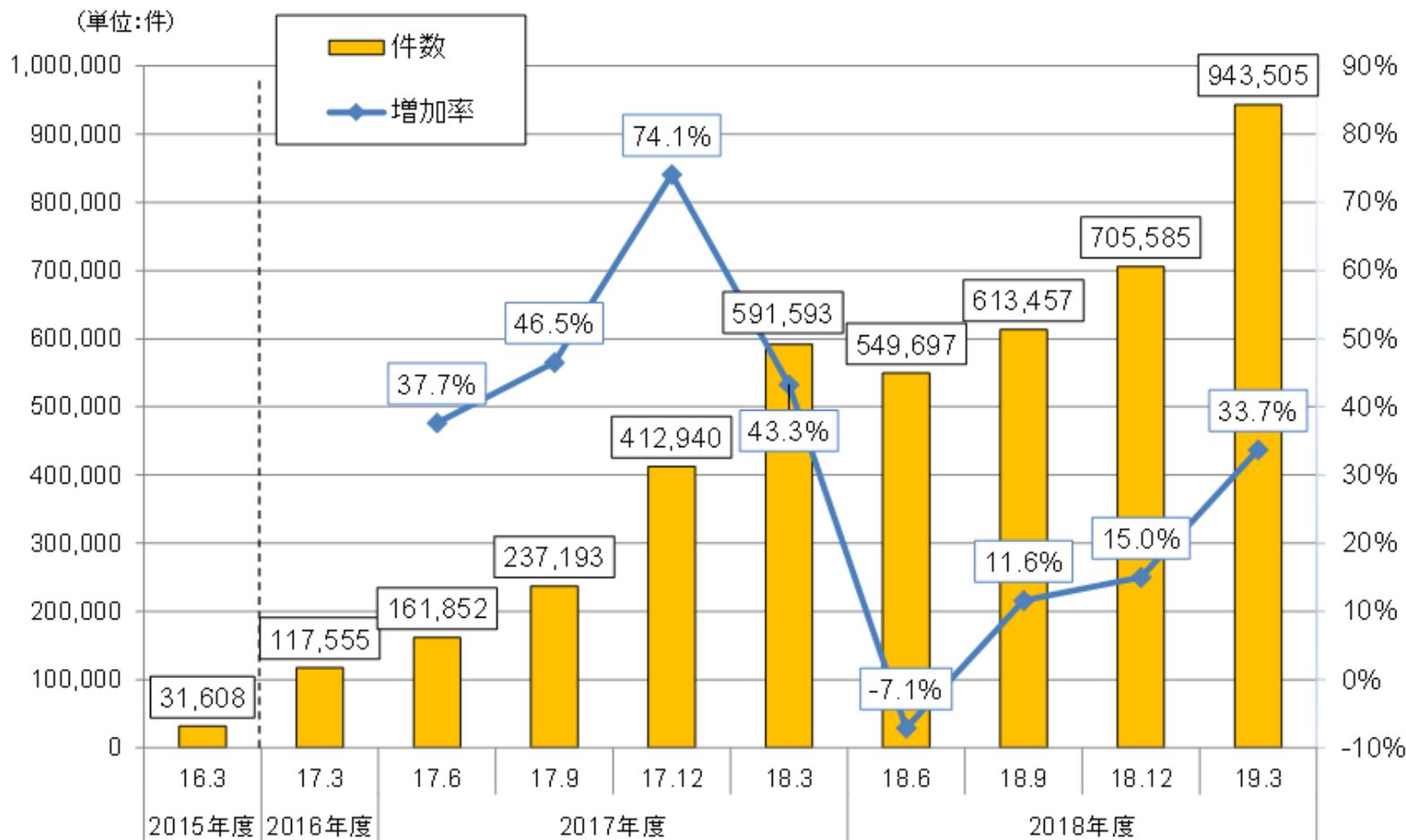


- MNO利用者のうち67.2%の者が、また、サブブランド利用者のうち68.9%の者が、端末の購入に際し、移動系通信事業者との間で割賦契約を締結したと回答している。
- 一方、MVNO利用者においては、70.3%の者が一括払いで端末を購入したと回答しており、MNO利用者及びサブブランド利用者とMVNO利用者との間で代金支払方法について傾向の違いがみられる。



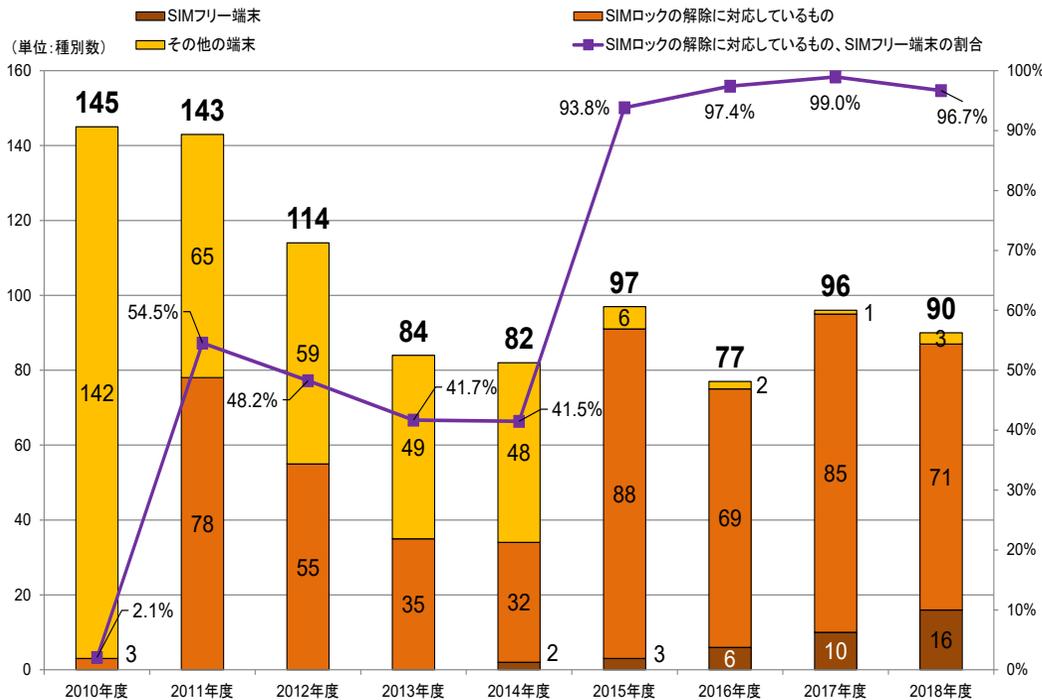
- SIMロックが解除された端末の数は、(時期によってばらつきがあるものの)2016年度第1四半期以降に大きく増加しており、2018年度第4四半期におけるSIMロック解除件数は**943,505件**となっている。

【毎四半期のSIMロック解除の利用件数】

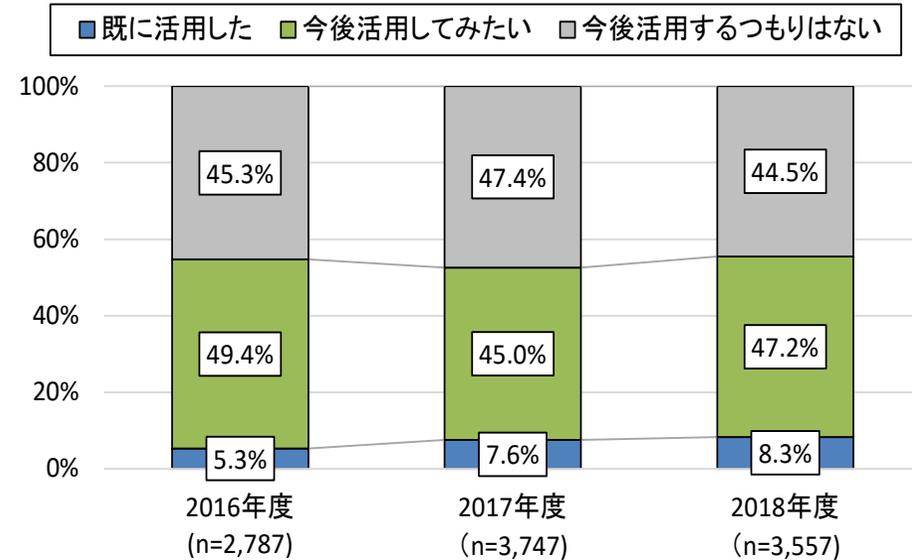


- 2018年度において発売された端末の種別数のほとんど(96.7%)がSIMロック解除可能な端末またはSIMフリー端末となっている。
- SIMロック解除について、「既に活用した」または「今後活用してみたい」と回答した者の割合は55.5%となっている。

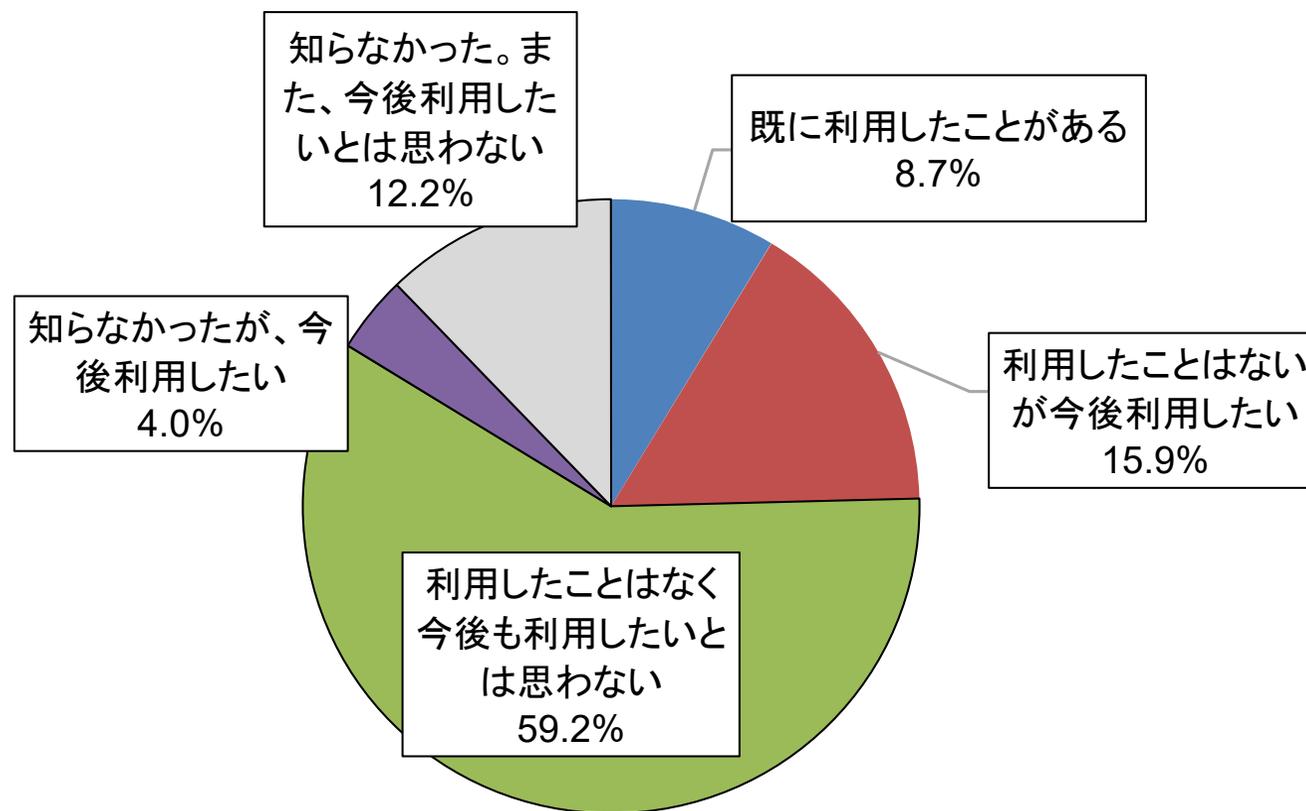
【SIMフリー・SIMロック解除端末の状況】



【SIMロック解除の利用意向】



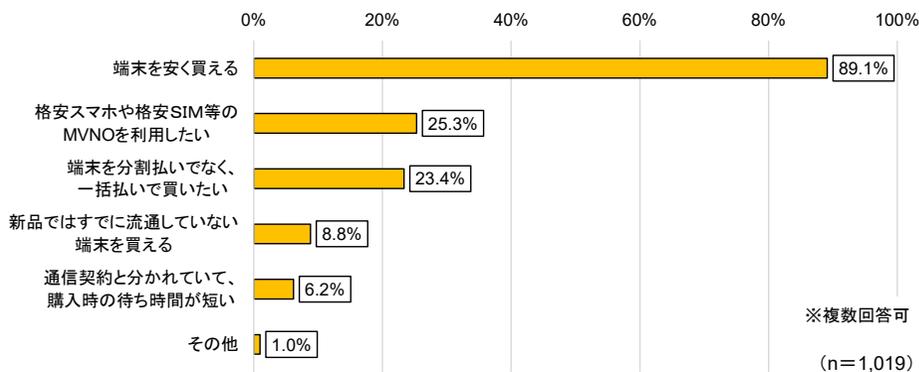
- 中古端末が流通していることを知っている者の割合（認知度）は、**83.8%**（昨年度79.2%）となっている。
- 中古端末を利用したことがあると回答した者と中古端末を今後利用したいと回答した者が占める割合は、計**28.6%**（昨年度23.8%）となっている。



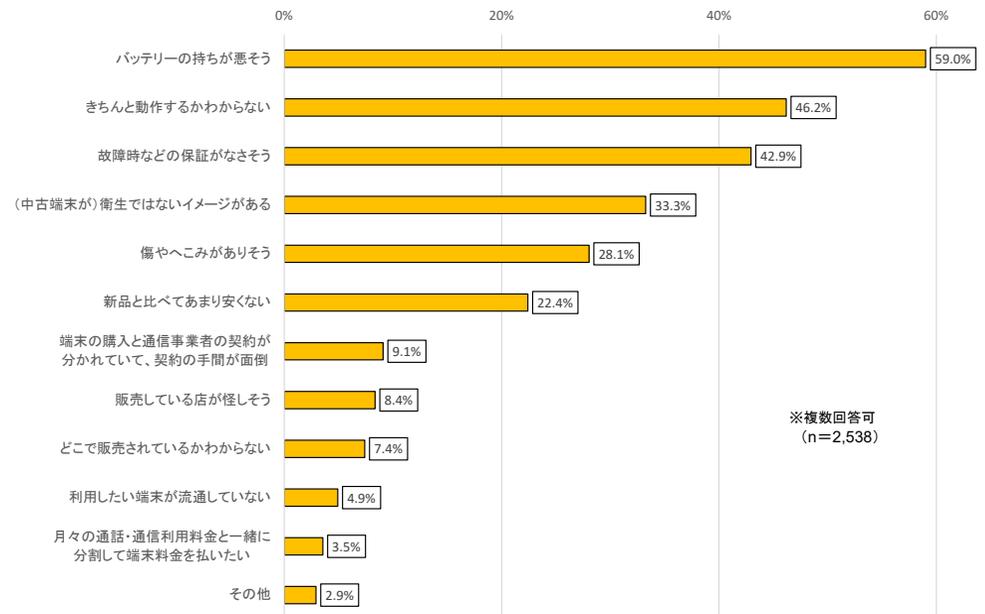
(n=3,557)

- 中古端末を利用したい理由として、「**端末を安く買える**」を挙げる者が最も多い(89.1%)。
- 中古端末を利用したくない理由としては、「**バッテリーの持ちが悪そう**」を挙げる回答者が最も多く(59.0%)、次いで「**きちんと動作するかわからない**」(46.2%)、「**故障時などの保証がなさそう**」(42.9%)を挙げる回答者が多くみられた。

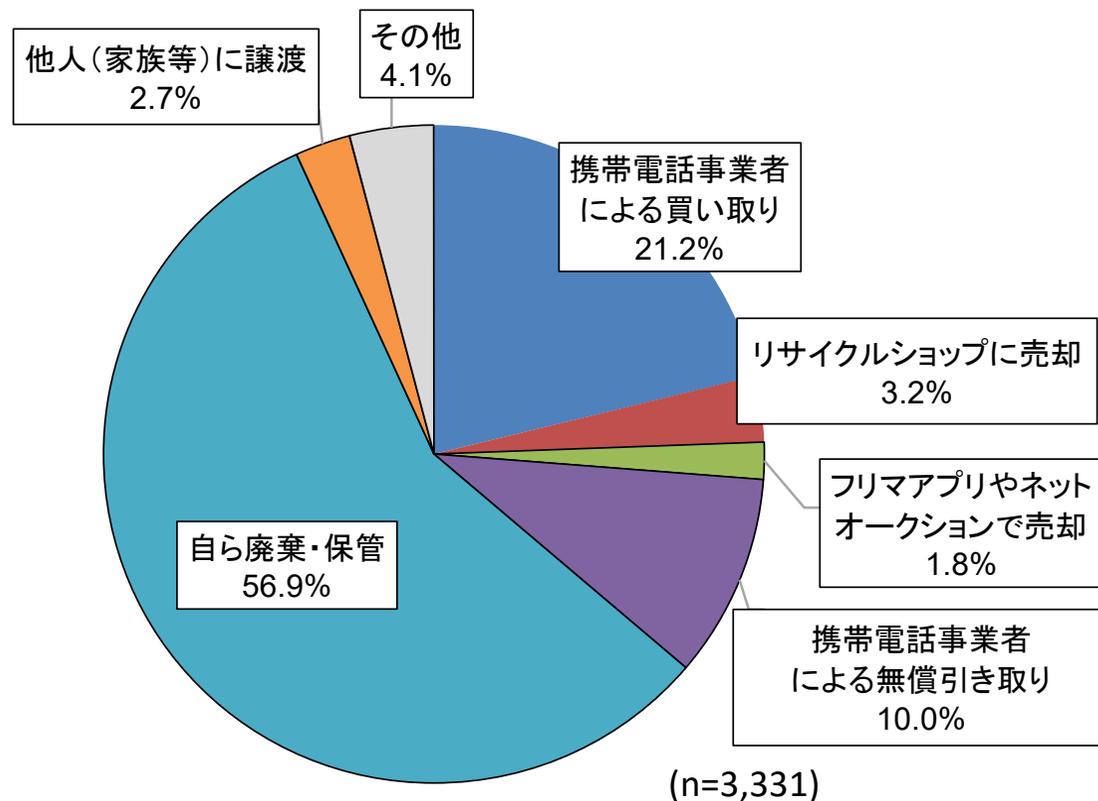
【中古端末を利用したい理由】



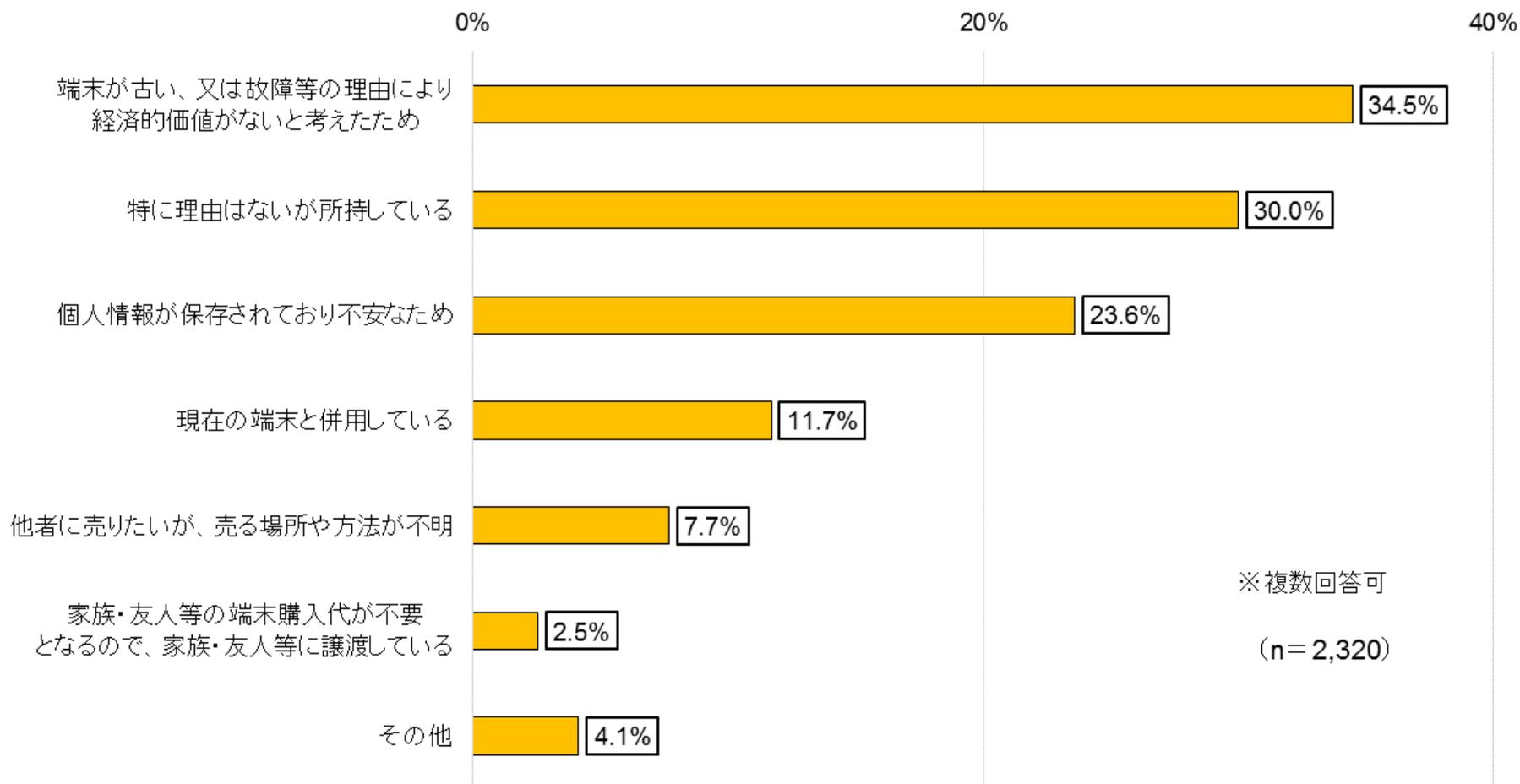
【中古端末をしたくない理由】



- 現在利用している移動系通信端末の前の端末の取扱いについて、「自ら廃棄・保管」とした回答者が最も多く(56.9%)、「携帯電話事業者による買い取り」(21.2%)、「携帯電話事業者による無償引き取り」(10.0%)が続いている。
- 以前利用していた移動系通信端末を**有償で売却**した者の割合は、**26.2%**となっている。



- 過去利用していた端末を売却しない理由としては、「端末が古い、又は故障等の理由により経済的価値がないと考えたため」とした回答者が最も多く(34.5%)、「特に理由はないが所持している」(30.0%)、「個人情報that保存されており不安なため」(23.6%)が続いている。

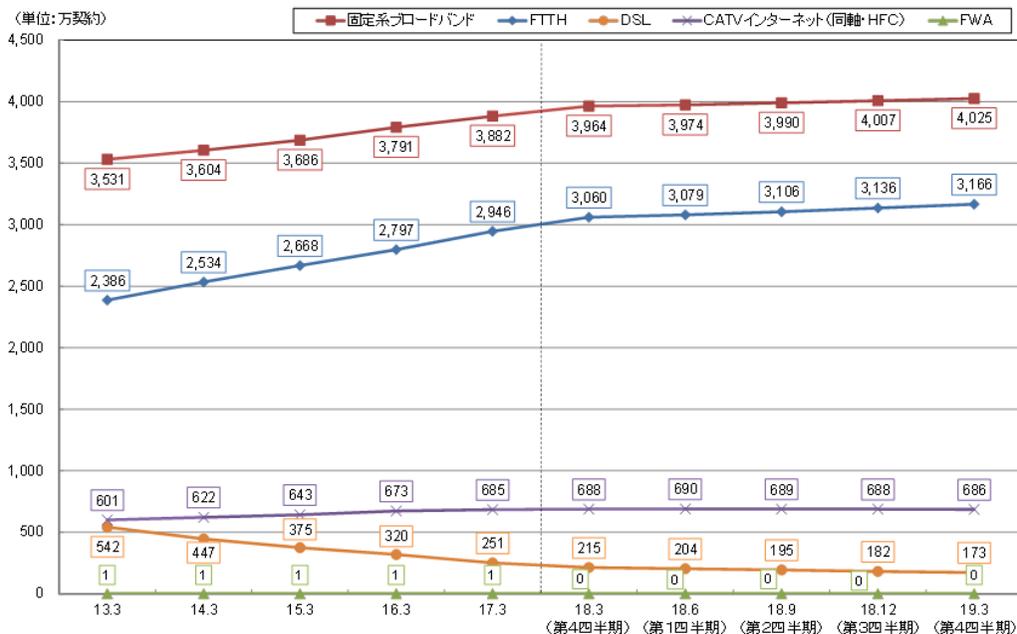


## 2. 固定系ブロードバンド市場の分析

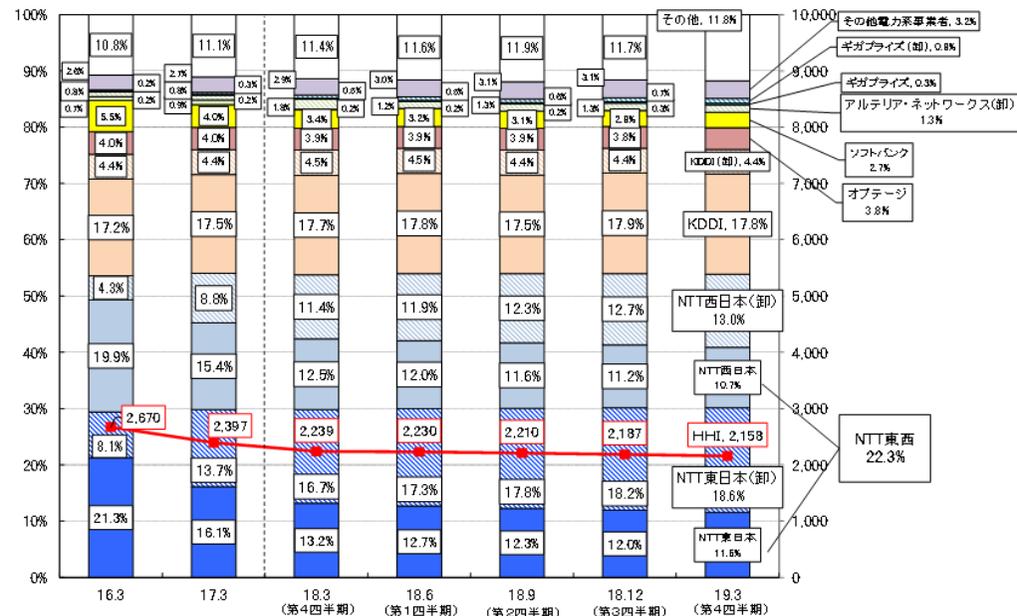
---

- 2018年度末における固定系ブロードバンド市場の契約数は**4,025万**(2016.3比+6.2%、2018.3比+1.5%)となっている。このうち、**FTTH契約数は3,166万**(2016.3比+13.2%、2018.3比+3.5%)であり、**固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は78.7%**(2016.3比+4.9ポイント、2018.3比+1.4ポイント)となっている。固定系ブロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても**増加傾向を維持しているが、増加率の推移をみるとその傾向に陰りがみられる。**
- 事業者別シェアは、**NTT東西が22.3%**(2016.3比▲18.9ポイント、2018.3比▲3.4ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると54.5%)、**KDDIが17.8%**(2016.3比+0.6ポイント、2018.3比▲0.1ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると22.5%)、**オプテージが3.8%**(2016.3比▲0.2ポイント、2018.3比▲0.1ポイント)となっている。**HHIは2,158**(2016.3比▲512、2018.3比▲81)。

【固定系ブロードバンドサービスの契約数の推移】



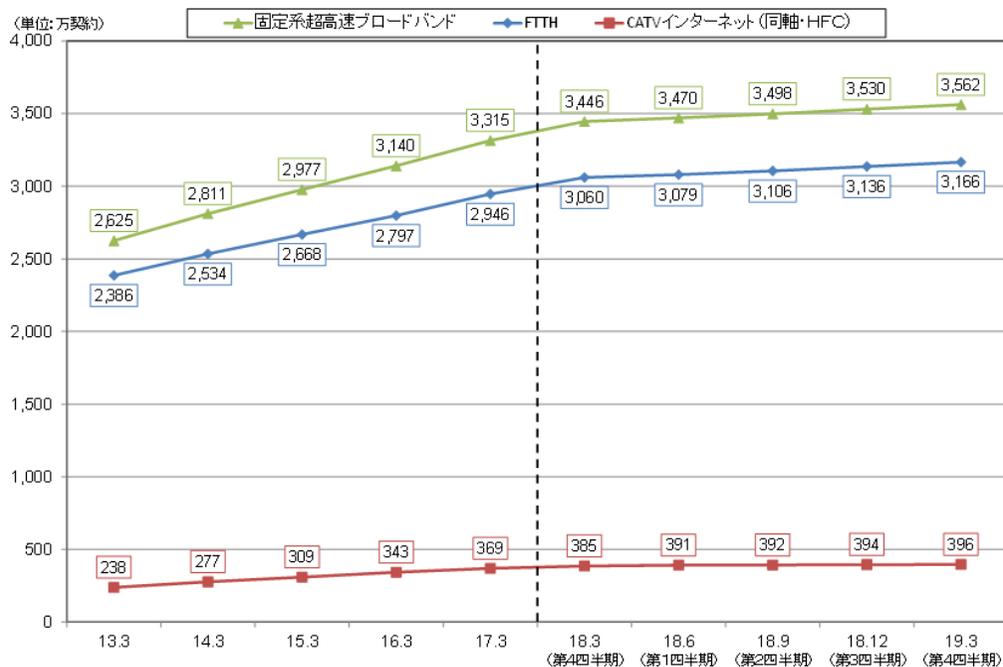
【固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



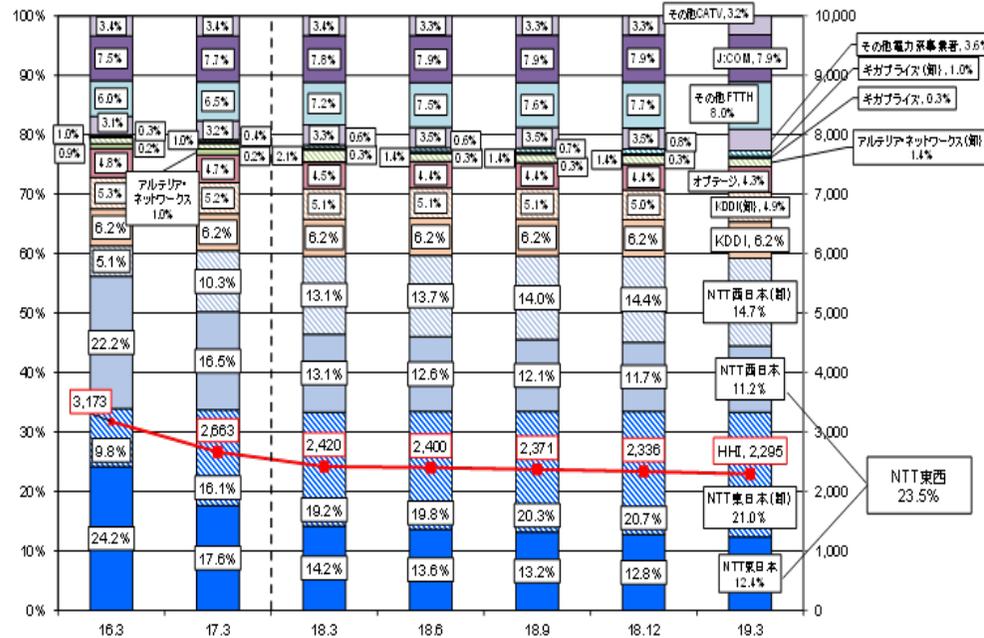
注1: 固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。  
 注2: 「KDDI」には、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。  
 注3: 「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。  
 注4: 卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者(その他に含まれる事業者は除く。)ごとに合算し、当該事業者名の後「(卸)」と付記して示している。

- 2018年度末における固定系超高速ブロードバンド※市場の契約数は**3,562万**(2016.3比+13.4%、2018.3比+3.4%)、このうち、**CATVインターネット(通信速度下り30Mbps以上)**は**396万**(2016.3比+15.4%、2018.3比+2.6%)となっている。 ※ FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットの合計。
- 事業者別シェアは、**NTT東西**が**23.5%**(2016.3比▲22.8ポイント、2018.3比▲3.8ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると59.2%)、**J:COMグループ**が**7.9%**(2016.3比+0.4ポイント、2018.3比+0.1ポイント)、**KDDI**が**6.2%**(2016.3比、2018.3比ともに±0ポイント:卸電気通信役務に係るものを含めると11.1%)、**HHI**は**2,295**(2016.3比▲879、2018.3比▲125)。

【固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移】



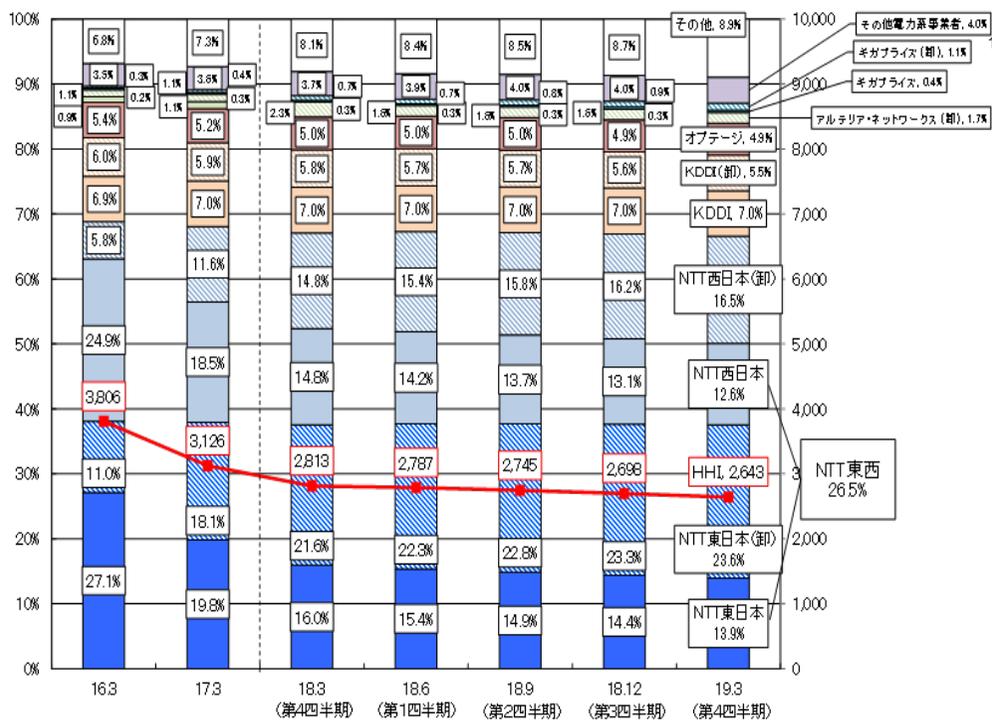
【固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



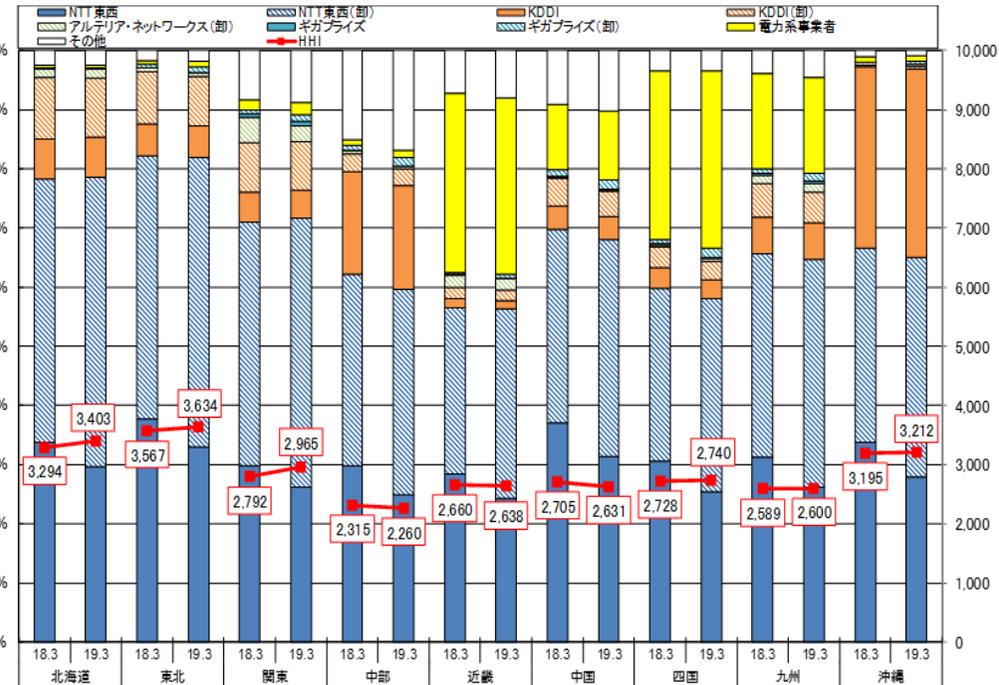
注:J:COM各社が提供するCATVインターネット(同軸・HFC)は、「J:COM」としてKDDIとは別に計上、表示している。

- FTTH市場の事業者別シェアをみると、「自己設置」型又は「接続」型の事業者では、**NTT東西が26.5%**（2016.3比▲25.6ポイント、2018.3比▲4.3ポイント）、**KDDIが7.0%**（2016.3比、2018.3比ともに±0ポイント）、**オプテージが4.9%**（2016.3比▲0.6ポイント、2018.3比▲0.2ポイント）、「卸電気通信役務」型の事業者では、**MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）**のシェアが高く（両者で計**29.0%**（2016.3比+18.5ポイント、2018.3比+3.2ポイント））、**NTTドコモが全事業者の中で最大のシェア**を有している（NTT東日本よりもシェアが大きい。）。**HHIは2,643**（2016.3比▲1,164、2018.3比▲171）。
- **全ての地域ブロックで、NTT東西のシェアが前年度末から減少**している一方、サービス卸の卸契約数も含めた**NTT東西のシェアは66.6%**（2016.3比▲2.3ポイント、2018.3比▲0.5ポイント）を占め、地域ブロック別でも、**最も高い東北で8割超、最も低い近畿でも過半**を占めており、依然として**NTT東西のサービスが占める割合が高い**。

【FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



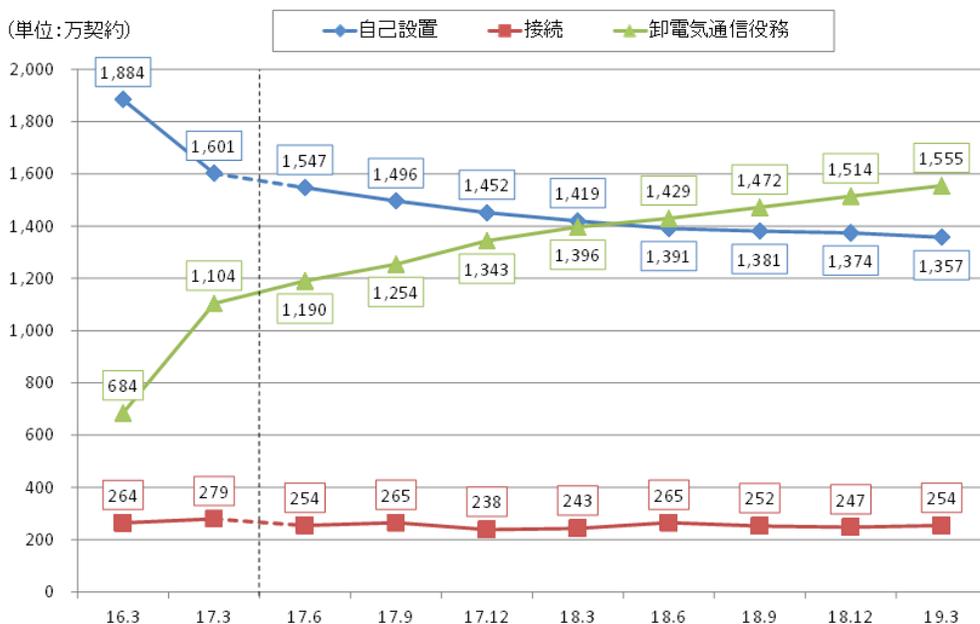
【FTTH市場（小売市場）の事業者別シェア（地域ブロック別）】



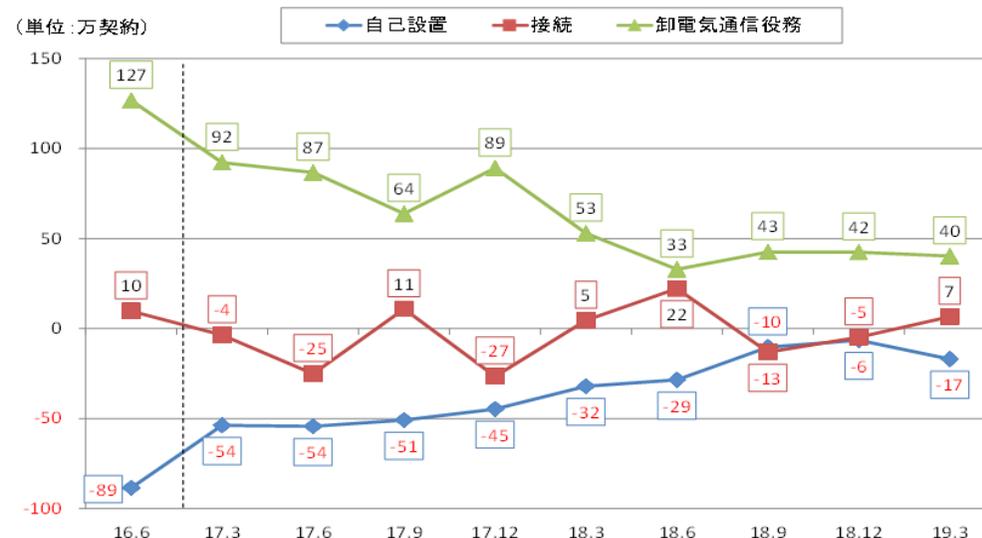
- 提供形態別の契約数をみると、「自己設置」型が**1,357万**(2016.3比▲526万、2018.3比▲62万)、「接続」型が**254万**(2016.3比▲10万、2018.3比+11万)、「卸電気通信役務」型が**1,555万**(2016.3比+870万、2018.3比+158万)となっている。2018年度第1四半期において「卸電気通信役務」型が「自己設置」型を上回り、2018年度末時点においてその差はさらに広がっている。
- 2016年度以降、「自己設置」型の減少及び「卸電気通信役務」型の増加が継続しているが、変動幅は減少傾向にある。

※「自己設置」:電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。  
 「接続」:電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。  
 「卸」:電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【FTTHの提供形態別の契約数の推移】



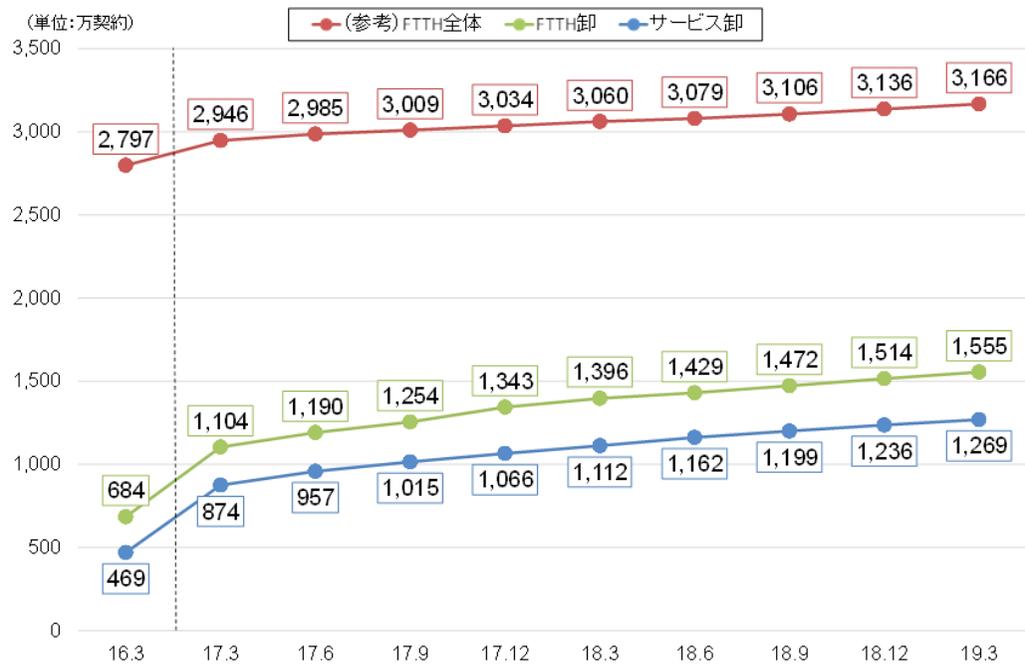
【FTTHの提供形態別の契約数の純増減数の推移】



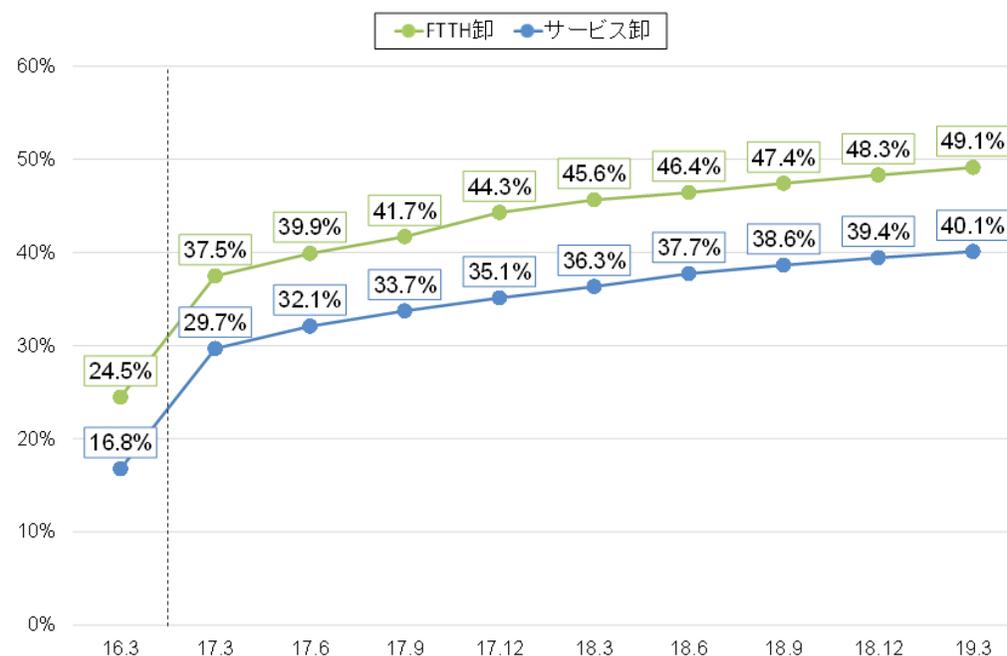
注:「卸電気通信役務」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。なお、「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年6月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

- 2018年度末におけるFTTHの契約数のうち卸電気通信役務を利用して提供される契約数は**1,555万**(2016.3比+870万、2018.3比+158万)、そのうち**NTT東西のサービス卸**を利用して提供される契約数は計**1,269万**(2016.3比+800万、2018.3比+157万)となっている。
- FTTHの契約数全体における卸契約数の割合は**49.1%**(2016.3比+24.6ポイント、2018.3比+3.5ポイント)、**NTT東西のサービス卸**の卸契約数の割合が**40.1%**(2016.3比+23.3ポイント、2018.3比+3.8ポイント)となっている。

【FTTHの卸契約数等の推移】

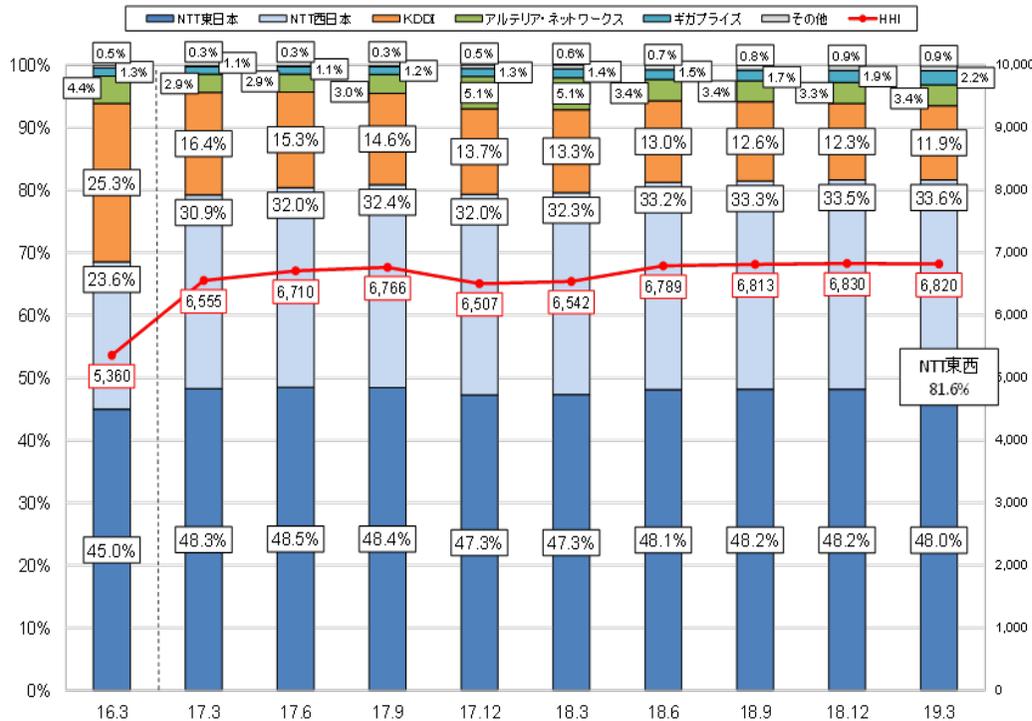


【FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移】



- FTTHの卸売市場のシェアは、NTT東西(サービス卸)が**81.6%**(2016.3比+13.1ポイント、2018.3比+2.0ポイント)、KDDIが**11.9%**(2016.3比▲13.4ポイント、2018.3比▲1.4ポイント)となっている。HHIは**6,820**(2016.3比+1,460、2018.3比+277)。
- 地域ブロック別で見ると、NTT東西のシェアが沖縄を除く全ての地域で7割超(沖縄でも過半を占める。)となっている。

【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



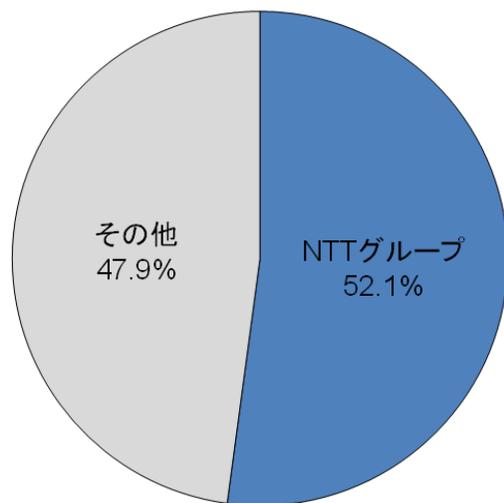
【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移(地区ブロック別)】



注:設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による 卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

- NTT東西のサービス卸契約数全体(1,269万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)の**卸契約数**(661万)の割合は**52.1%**(2016.3比+6.9ポイント、2018.3比+1.0ポイント)。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ及びソフトバンク)の**卸契約数**(916万)が**72.2%**(2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ビッグロブ、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)の**卸契約数**(253万)が**19.9%**(2016.3比▲10.6ポイント、2018.3比▲2.0ポイント)。**MNOの比率が継続的に高まっている**。

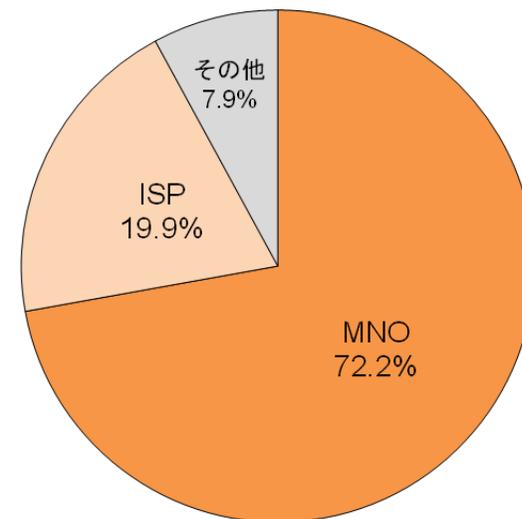
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2016.3	2017.3	2018.3	2018.6	2018.9	2018.12	2019.3
NTTグループ	45.2%	48.6%	51.1%	51.6%	51.8%	51.9%	52.1%

【事業者形態別】



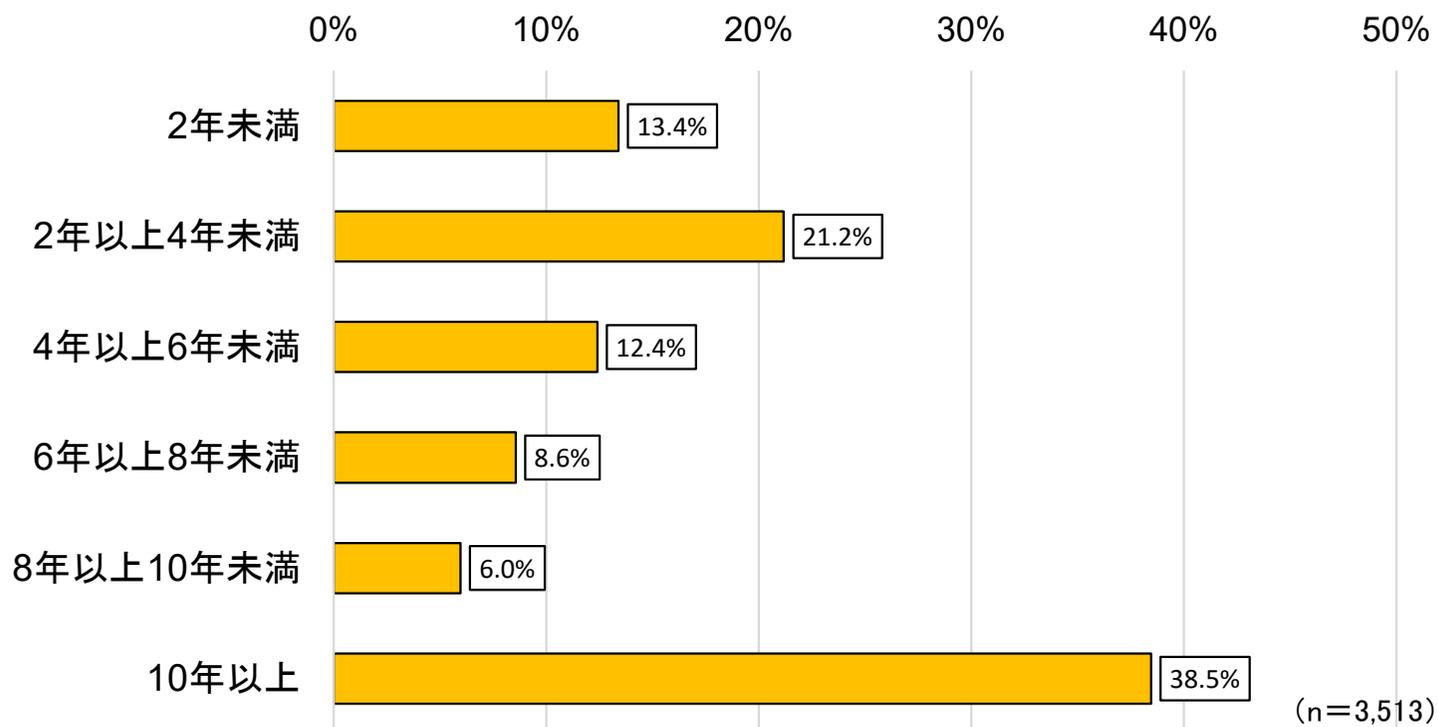
(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2016.3	2017.3	2018.3	2018.6	2018.9	2018.12	2019.3
MNO	61.7%	68.2%	70.7%	71.3%	71.7%	71.9%	72.2%
ISP	30.5%	24.1%	21.9%	20.9%	21.1%	20.4%	19.9%

注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

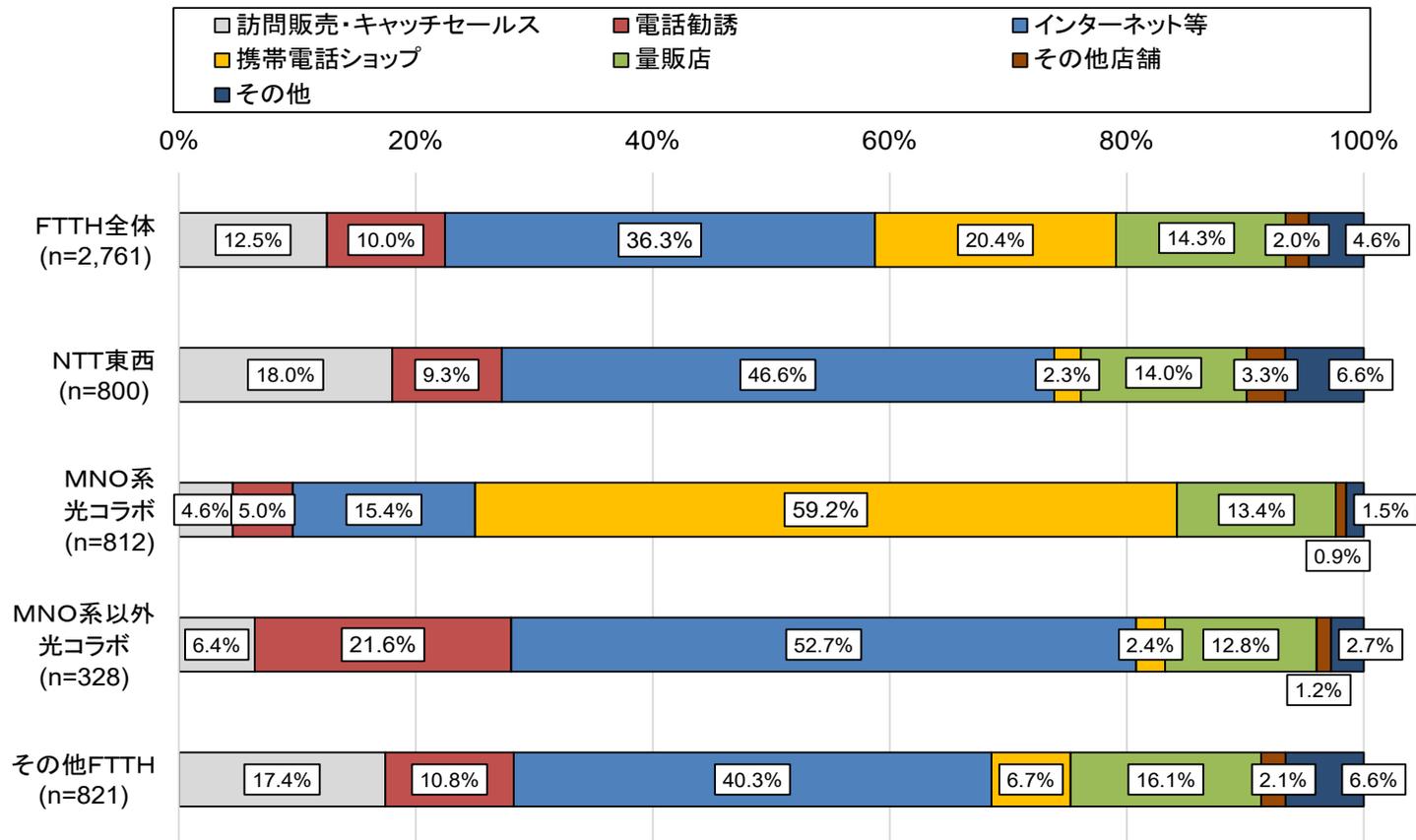
出所:電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

- 「10年以上」同一の事業者のサービスを継続して利用している者が最も多い。

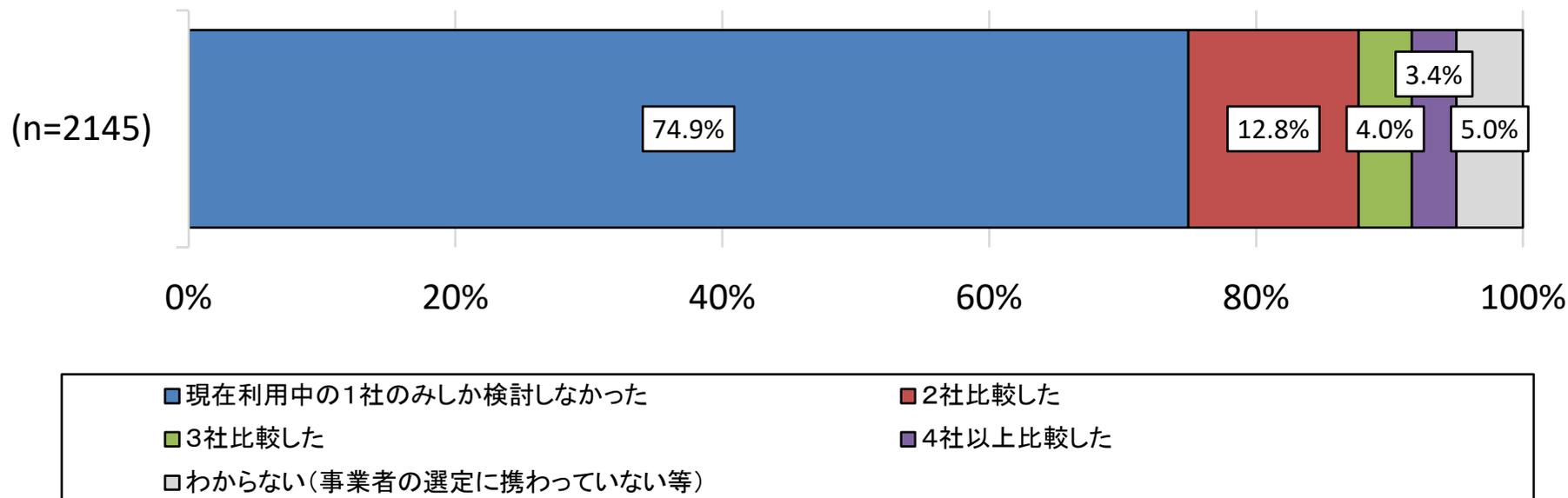


- FTTHアクセスサービスの契約場所について、MNO系光コラボ(※)以外の類型では、「インターネット等(電話勧誘を除く)」において契約したとする回答者が最も多く、これら類型においては**対面による契約は少数**にとどまっていることがうかがえる。
- MNO系光コラボにおいては、「携帯電話ショップ」において契約したとする回答者が最も多く(59.2%)、「量販店」で契約したとする回答者(13.4%)を含め、**対面による契約を行った者が多い**。

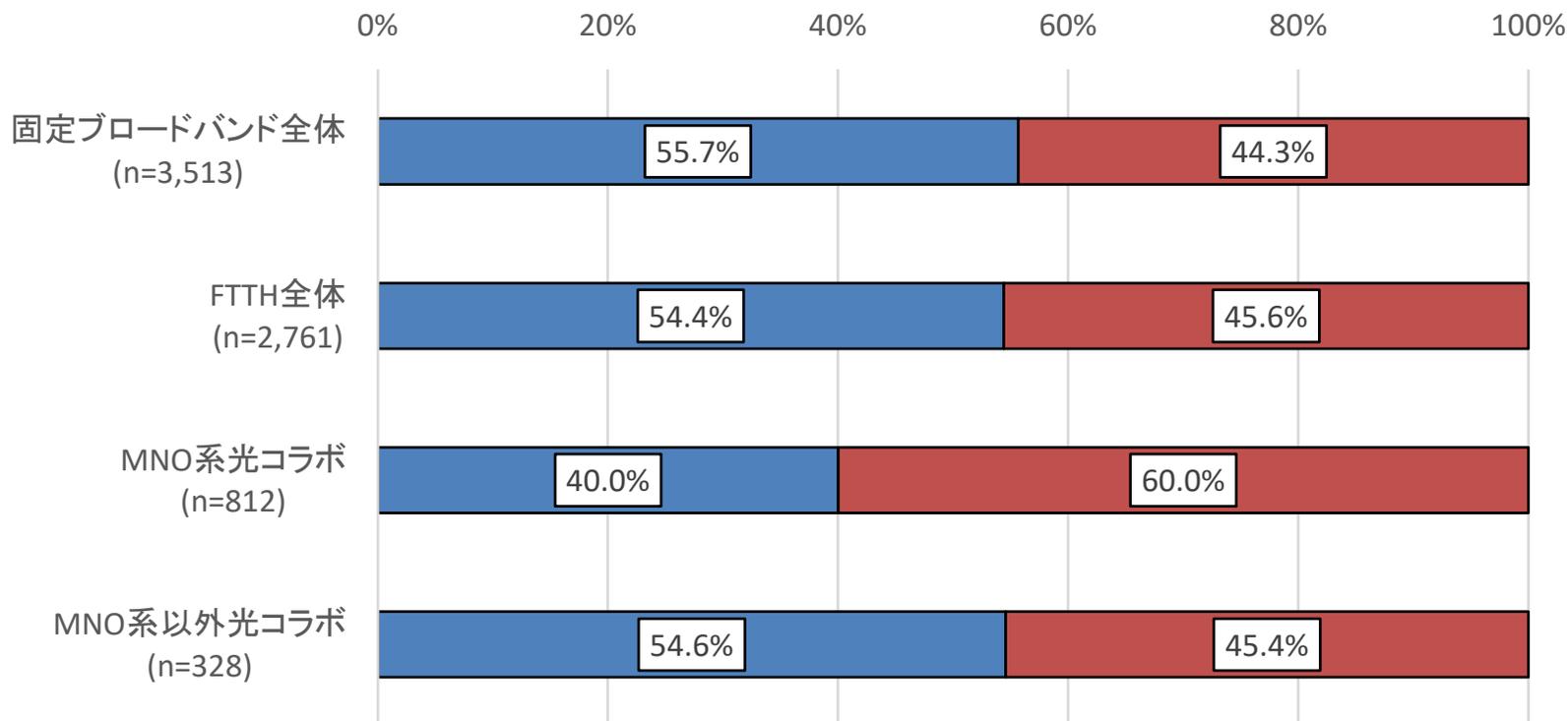
※ NTT東西の卸電気通信役務(サービス卸)を利用して提供されるFTTHアクセスサービスのうち、提供主体がMNO(NTTドコモ及びソフトバンク)であるもの。以下同じ。



- 固定ブロードバンドサービスの事業者変更経験がある者(2,145人)に対し、事業者変更を行った際の比較・検討状況について尋ねたところ、「**現在利用中の1社のみしか検討しなかった**」とする回答者が最も多く（74.9%）、**移動系通信と比較しても、固定ブロードバンドサービスは限られた選択肢の中から事業者選択がなされていることがうかがえる。**
- 特に、**MNO系光コラボ利用者**(634人)においては、**81.5%**(517人)の者が「**現在利用中の1社のみしか検討しなかった**」と回答している。

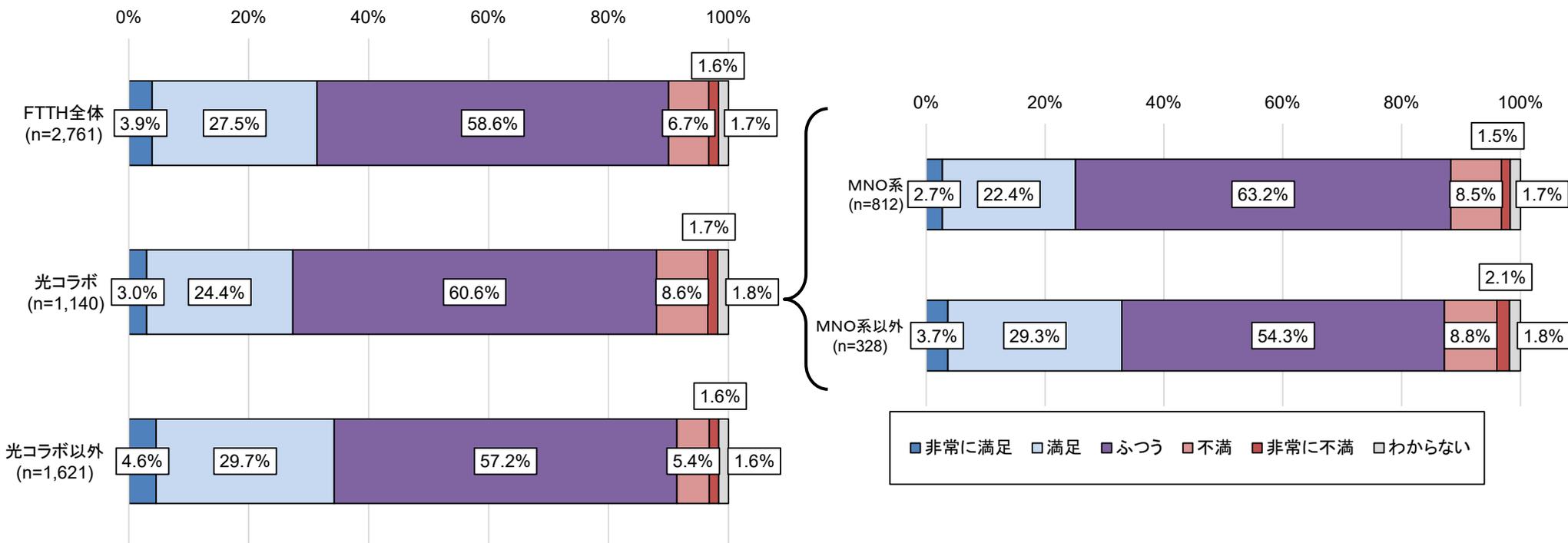


- 固定ブロードバンド利用者全体で見ると、55.7%の者が、利用するサービス(事業者)を選択した上で事業者に接触をしたとしており、残りの44.3%が、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス(事業者)選択に至ったとしている。
- 一方、MNO系光コラボ利用者に限ってみると、60.0%の者が、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス(事業者)選択に至ったとしている。

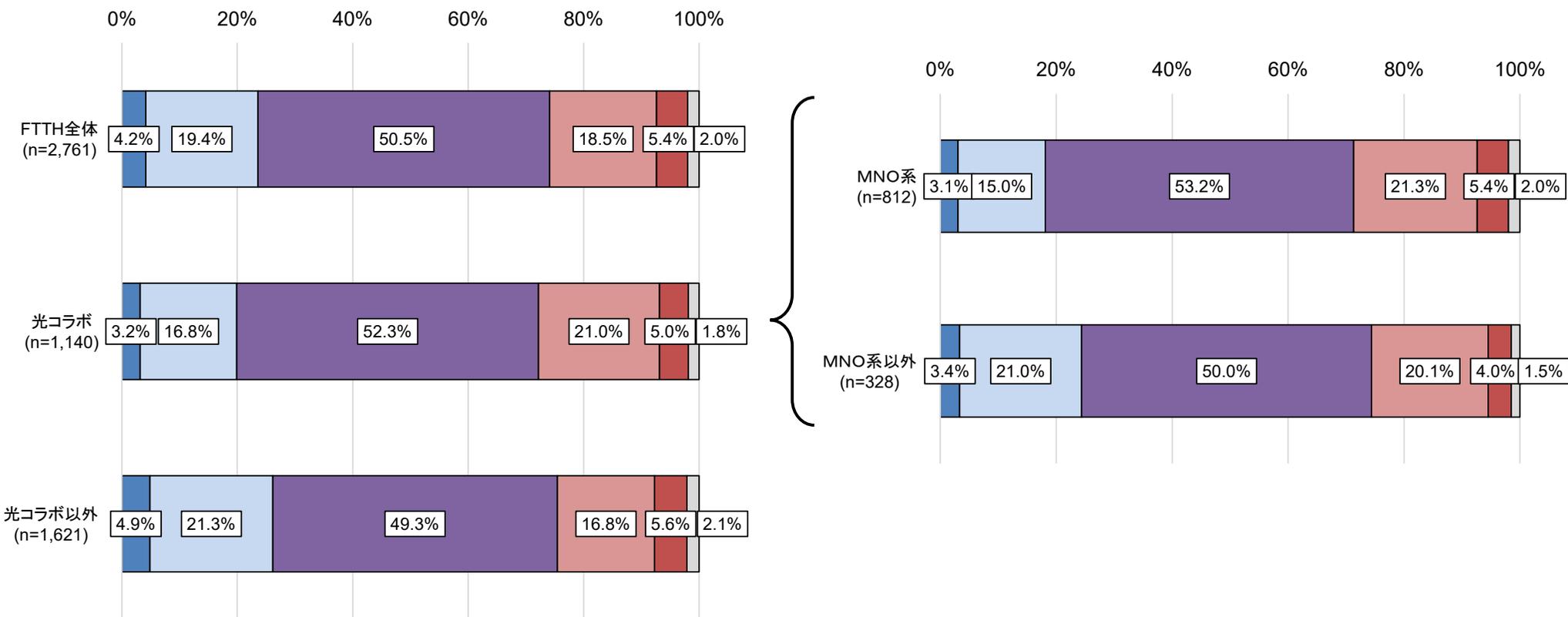


- 固定インターネット回線(事業者)を探していたところ、自分から事業者側に接触を行った上で契約(切り替え)を行った
- 積極的に固定インターネット回線(事業者)を探していたわけではなかったが、事業者から勧誘を受け、契約条件に魅力を感じたことから契約(切り替え)を行った

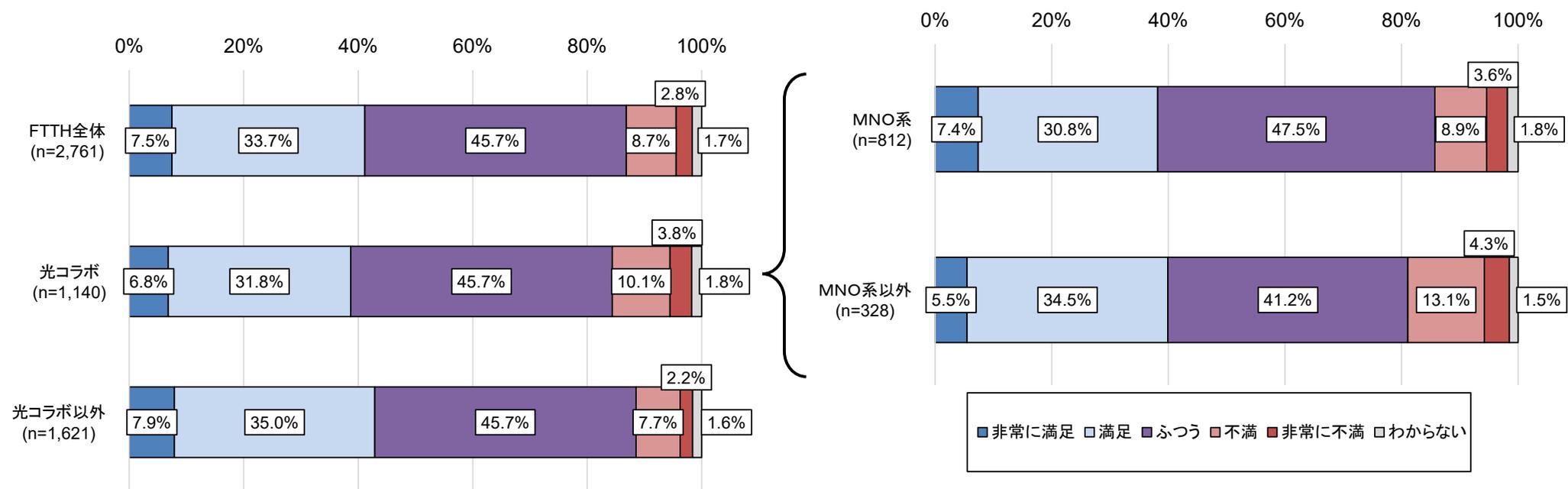
- 現在利用中のFTTHの総合的満足度に関する質問について、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**34.2%**であったのに対し、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**32.9%**、**MNO系光コラボ利用者**においては**25.1%**となっている。



- FTTHの料金の満足度に関する質問では、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**26.2%**であったのに対し、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**24.4%**、**MNO系光コラボ利用者**においては**18.1%**となっている。

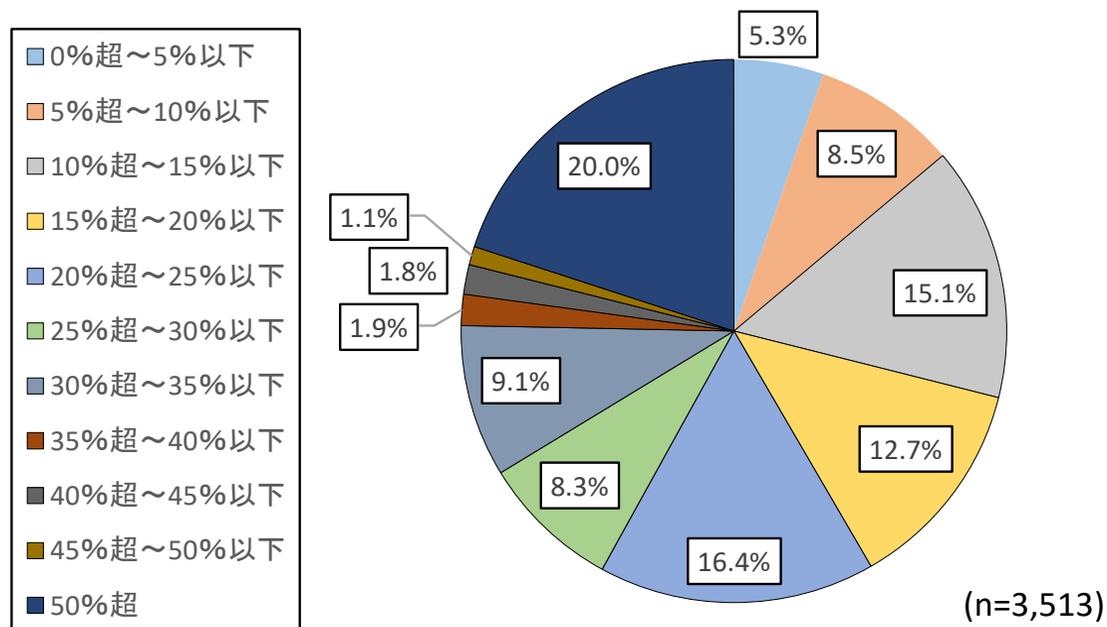


- FTTHの通信速度・品質の満足度に関する質問では、**光コラボ以外のFTTH利用者**においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が**42.9%**であったのに対し、**MNO系以外の光コラボ利用者**においては**39.9%**、**MNO系光コラボ利用者**においては**38.2%**となっている。



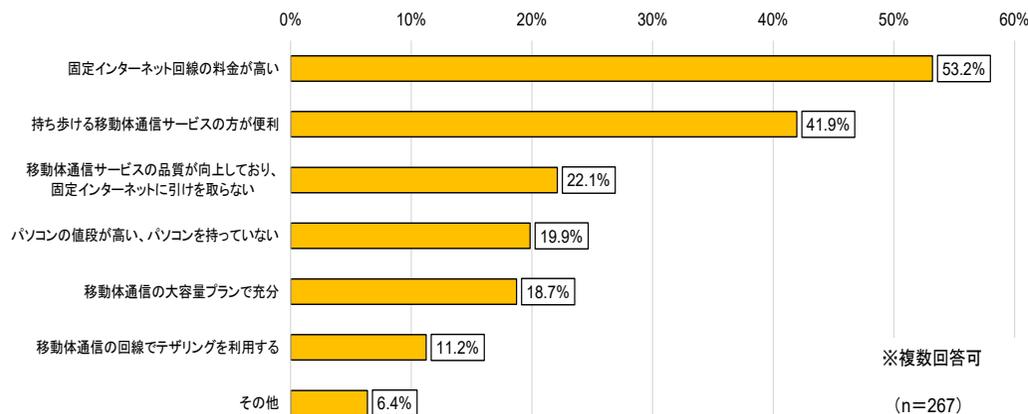
- 他社の固定ブロードバンドに乗り換えることができない状況下で、現在利用している固定ブロードバンドの月額料金がどの程度値上がりしたら固定ブロードバンドを解約して移動系通信に集約するかについて質問を行った。
  - その結果、**10%の値上げで固定ブロードバンドを解約すると回答した者の割合は、13.8%**にとどまった一方、値上げ幅が10%を超えたあたりから、解約者の割合が大きく増加する傾向にあり、**25%の値上げを行った場合、58.0%の者が固定ブロードバンドを解約すると回答している。**
  - したがって、**移動系通信の存在が固定ブロードバンドに対して一定の競争圧力を与えているものと考えられる。**もともと、50%の値上げでも解約しないと回答した者が20.0%を占めており、**移動系通信では代替することができない価値を固定ブロードバンドに感じている利用者也一定程度存在することがうかがえる。**
- ※ 本質問は一般消費者向けに行ったものであり、法人等利用者では値上げに対する反応が異なる可能性に留意が必要。

【固定ブロードバンドを解約する(移動系通信に集約する)値上げ水準】

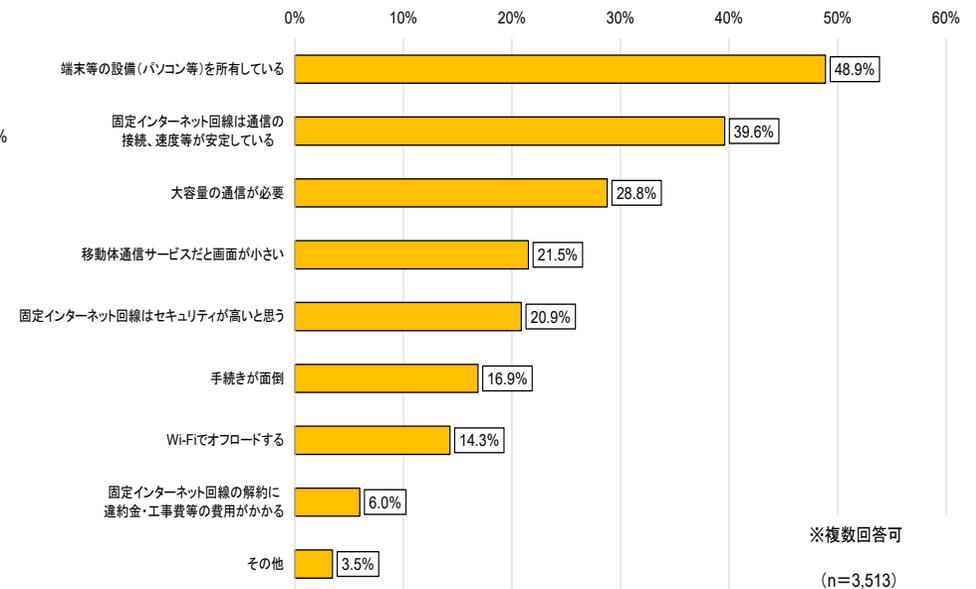


- 移動系通信を利用し、かつ、固定ブロードバンドを利用しない者(267人)に対し、**固定ブロードバンドを利用しない理由**について尋ねたところ、「**固定インターネットの料金が高い**」を挙げた者が最も多く(53.2%)、「**持ち歩ける移動系通信サービスの方が便利**」(41.9%)が続いている。
- 一方、固定ブロードバンド利用者(3,513人)に対し、**移動系通信に集約しない理由**を尋ねたところ、「**端末等の設備(パソコン等)を所有している**」を挙げた者が最も多く(48.9%)、「**固定インターネット回線は通信の接続、速度等が安定している**」(39.6%)、「**大容量の通信が必要**」(28.8%)が続いている。

【移動系通信に集約する理由】



【移動系通信に集約しない理由】



### **3. 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響**

---

## 改正の概要

- 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者\*(NTTドコモ)に対する禁止行為規制を緩和。

※二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者

## 禁止行為の内容

改正前

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

改正後

維持

総務大臣が指定するグループ内の事業者(特定関係法人)に限定

廃止

様々な業種の企業との連携による新事業・新サービスの創出



【ICT×製造業】



【ICT×物流業】



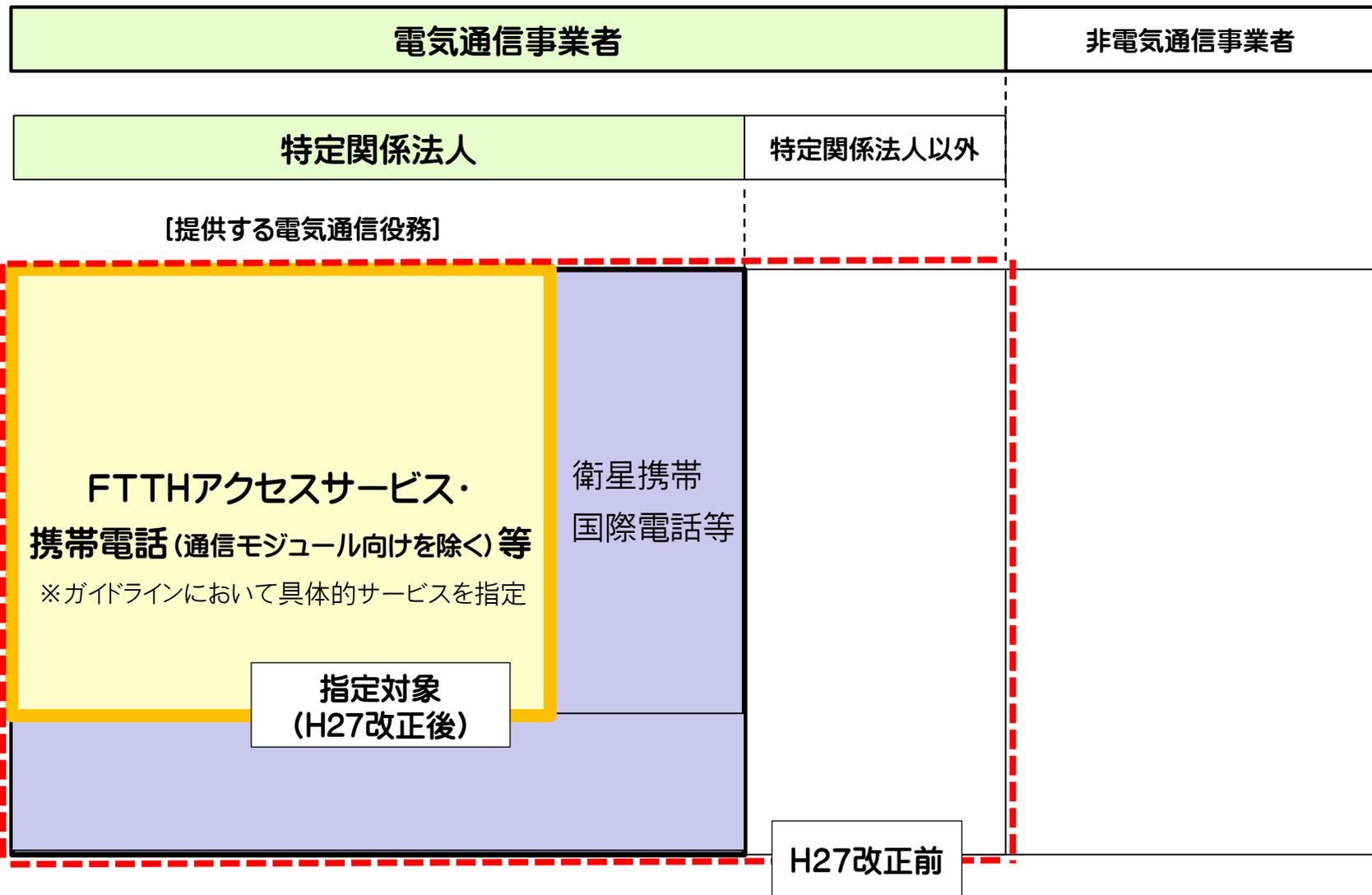
【ICT×医療】



【ICT×教育】

# 不当な優遇禁止の対象

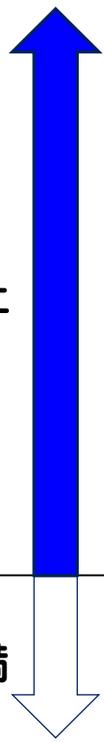
- 禁止行為指定ガイドラインにおいて、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人は、「FTTHアクセスサービスや携帯電話（通信モジュール向けを除く）等を提供する者であって、当該サービスの契約数が5万件以上の者」と規定。
- 具体的には、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTぷららなど、8社が指定されている。



5万件以上

5万件未満

[契約数]



## 事業者ヒアリング結果の概要

- ▶ 平成27年の電気通信事業法改正(2016年5月施行)により、移動系通信における市場支配的事業者(NTTドコモ)に対する禁止行為規制が緩和されたところ、その影響について検証するため、第11回電気通信市場検証会議(2019年3月4日)において、事業者ヒアリングを実施。
  - ▶ ヒアリング対象事業者:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天、インターネットイニシアティブ、ケイ・オプティコム(現・オプテージ)
- ▶ NTTドコモからは、禁止行為規制の緩和の前後での変化等について、以下のような説明がなされた。
  - ▶ 禁止行為規制の緩和以前においては、卸約款に基づく同一の条件により卸電気通信役務の提供を行ってきたが、禁止行為規制の緩和を受け、連携先事業者の個別の要望を踏まえた個別条件による卸電気通信役務の提供を開始した(個別条件によって卸電気通信役務の提供が行われた具体的事例について説明がなされた。)
  - ▶ 個別条件による卸電気通信役務の契約数は僅少であり、市場に与えた影響は軽微である(個別条件による契約数について提示がなされた。)
  - ▶ 携帯電話以外の通信方式によるものも含め、多くの事業者がIoT/M2Mサービスを提供しており、禁止行為規制の緩和によってNTTドコモの市場支配力が強化されたという状況にはない。
  - ▶ 連携先事業者の競争事業者に対しても、要望に応じて回線提供を行う考えであり、連携先事業者の事業活動に支障は生じていないものと認識している。
  - ▶ 禁止行為規制の緩和の背景には、プラットフォーム・端末レイヤにおけるグローバル企業の伸長等の環境変化が挙げられたところ、これらグローバル企業の規模は当時よりも拡大している。
- ▶ 競争事業者のヒアリングにおいて、禁止行為規制が緩和されたことを直接の原因として競争上の弊害が生じたといった趣旨の主張はみられなかった。
  - ▶ ただし、IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であり、禁止行為規制の緩和の影響の評価を行うのは時期尚早であるといった指摘がなされた。

## 評価

- ▶ 移動系通信分野の各市場において、禁止行為規制が緩和された2016年5月以降にNTTドコモのシェアが大きく伸びたなど、**NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められないことから、現時点において禁止行為規制の緩和による弊害は生じていないものと考えられる。**
  - ▶ 移動体通信(小売市場)におけるNTTドコモのシェア:40.2%(2016.3)→37.9%(2019.3)
  - ▶ MNOの卸契約数におけるNTTドコモのシェア:46.4%(2016.3)→48.2%(2019.3)
  - ▶ 2018年度末時点における通信モジュールの卸契約数(契約数3万以上のMVNOに係るもの)におけるNTTドコモのシェアは、KDDIやソフトバンクと比較して極めて小さい。
- ▶ 移動系通信分野の各市場における競争状況を**引き続き注視**する必要がある。

## **4. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認**

---

- 電気通信事業法の実効性を確保するため、電気通信事業者における法令・ガイドラインの遵守状況やサービス提供に係る課題等の確認を実施。

## 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

- 重点事項を中心にヒアリング等を実施し、電気通信事業者の業務の状況等を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

年次計画該当箇所	確認内容
3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成28年度及び29年度に引き続き、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金設定等」「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」等への対応状況等について確認(卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取)。</li> <li>② FTTHサービスについて、主に、利用者の自由で合理的なサービス選択に関する課題の有無等という観点から、小売料金等提供条件の実態、キャッシュバック等の利用者誘引策等の実態及び利用者の乗換えに関する意識を調査を実施。</li> </ul>
3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認。</li> <li>② 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況について確認。また、平成29年度における業務状況等の確認において事業者の取組を注視するとした事項について状況を確認。</li> </ul>
3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者及びそれらの特定関係法人等に対し、移動系通信における市場支配的事業者によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認。</li> </ul>

## 1. 確認内容

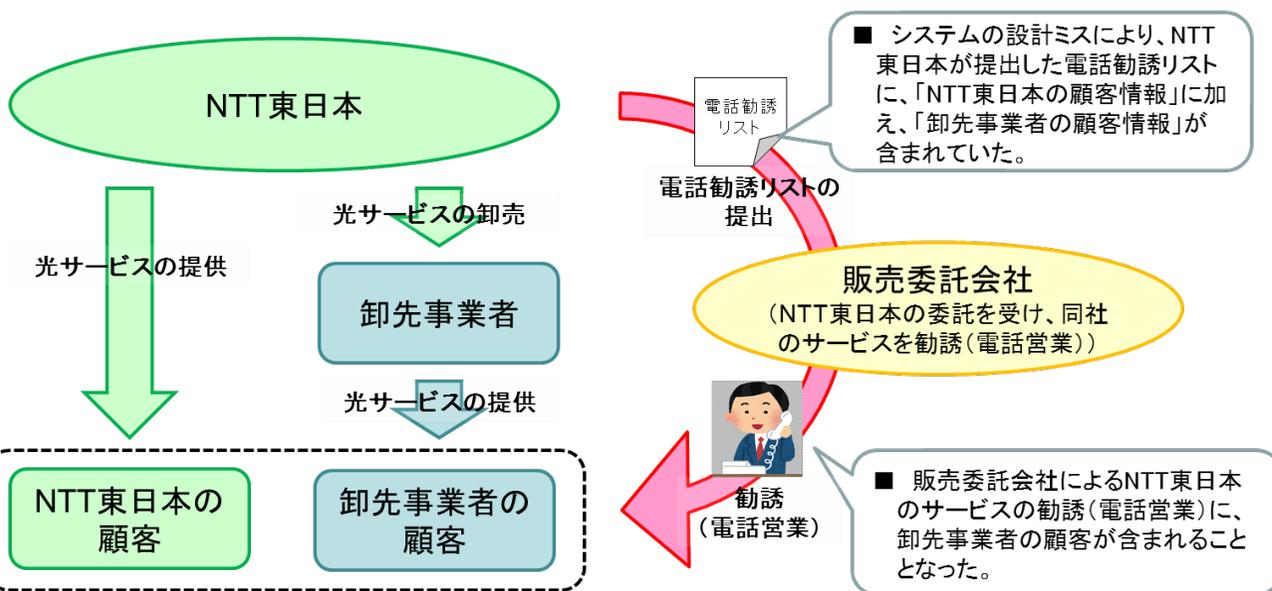
対象事業者	確認項目
NTT東西	①競争阻害的な料金の設定等、②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い、⑩消費者保護の充実等の観点から望ましい行為
卸先事業者	①競争阻害的な料金の設定等(MNOが提供するFTTHと移動系通信サービスのセット割引に係る詳細確認を含む。)、②消費者保護の充実等の観点から望ましい行為、③その他サービス提供に当たっての課題等

## 2. 確認結果

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東日本において平成30年2月に発覚した「情報の目的外利用」の事案を除き、NTT東西からは電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないと報告されている。
- また、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、平成27年2月の行政指導に反する行為に該当する事実はないと報告されている。
- 加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はなかった。
  - サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの
  - NTT西日本が平成31年2月より開始している「コラボ光サービスの取次業務」について、不当な差別的取扱いが行われないよう総務省に注視を求めるもの
- 総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。

- 平成27年2月から平成30年2月までの間、NTT東日本が同社の商材の販売を委託するため販売委託会社に提出した電話勧誘リストに、同社の卸先事業者の利用者である者の情報が含まれており、電話勧誘が行われていた等の事実が判明。
- この事実は、サービス卸ガイドラインに掲げられている電気通信事業法上問題となり得る行為(情報の目的外利用)に該当。
- 総務省は、NTT東日本に対し、平成30年7月に、卸先事業者の契約者の情報が目的外に利用されないことがないよう、業務の方法を確認し、必要に応じて適切な措置を講ずること等を要請。

## 事案の概要



## 主な要請の内容及び対応状況

- 1 顧客情報を管理するシステムによって卸先事業者の契約者の情報を取り扱うことができる人員の範囲を制限的に見直すこと  
→ 総人員数の92%から50%に縮減
- 2 卸先事業者の契約者の情報が目的外に利用されないことがないよう、業務の方法を確認し、必要に応じて適切な措置を講ずること。  
→ 社内マニュアルの充実を図り、その内容について研修等を実施

## 業務概要

- **NTT西日本**は、平成31年2月7日から、同社の直営コールセンタにおいて、利用者から卸先事業者の提供するコラボ光サービスを紹介してほしいとの要望があった場合に、**当該利用者の要望に沿ったコラボ光サービスを取り次ぐ業務**を実施。
- **利用者**に利用環境(利用場所等)や利用ニーズ(希望するISP等)の**ヒアリング**を行い、利用者から申告のあった条件で**システムにて絞込みを実施**し、システムに表示された事業者を利用者へ提示。
- フレッツ光との差額(3年間・5年間の割引額)と月額料金を提示し、利用者が選択した事業者へ取次(契約は利用者と卸先事業者で締結)

[参考:ヒアリング項目]※①～⑥の順序でヒアリング

- ① 利用住所
- ② 住居形態(戸建又はマンション)
- ③ 利用希望ISP(既設利用中のISPの継続意向含め確認)
- ④ 訪問設定サポート利用意向
- ⑤ 事業者セット商品利用有無
- ⑥ 卸対象サービス利用意向(固定電話、地上波テレビ放送、サポートサービス、WiFiサービス)

## 検証

本業務については、次のとおり、現時点においては、**電気通信事業法上問題と認められる点は確認されなかった。**

- ① NTT西日本とFTTHアクセスサービスの卸契約を締結している**全事業者に対して周知**し、希望があった全事業者について**同一の条件で取次の対象**とするとしており、取次対象事業者の選定において**事業者間の公平性は確保されていると認められること**
- ② 本サービスの提供について、利用者から申告のあった絞込み条件を入力することで、**利用者の希望に沿った事業者が自動的に絞り込まれるシステムを構築**しており、**特定の事業者を恣意的に取り次ぐことはない**と認められること

## 対応方針

本業務の実施期間は4ヶ月程度であることを鑑み、業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないかなど公正な競争に与える影響について、**引き続き注視**。

## 1. 確認内容

対象事業者	確認項目
MVNO	①二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、②平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視する部分の取組状況、③その他サービス提供に当たっての課題等
二種指定設備設置事業者 (NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク)	○ 上記①から③までに係る状況

## 2. 確認結果

- 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認した。
  - (1) ネットワーク利用の同等性関連 料金その他の提供条件等の届出に基づき確認できる範囲では、MVNOへ提供しているデータ伝送交換機能の料金その他の提供条件等は、概ね接続約款に準拠するものであった。今後、モバイル研究会での議論を踏まえ、確認・検討を進めていく。
  - (2) 販売支援関連 MVNOからは、販売支援の要望が二種指定設備設置事業者により不当に拒否されたことが疑われる事例の報告はなかった。
  - (3) 端末関連 関連MVNOでないMVNOから、市場シェアの高い端末の提供を断られた事例(1件)の報告があった。提供を断った二種指定設備事業者からは、関連MVNOと関連でないMVNOで異なる取り扱いはしていない旨の回答があった。
- 平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備について、平成29年度調査においてMVNOからの意見を個別書面調査により聴取し状況の確認を行ったが、MNO各社の接続約款の改正が実施されて間もなかったことから、平成30年度調査においても改めてMVNOへの個別書面調査を行うことによって状況を確認したところ、各種制度改正により、MVNOにおける予見可能性が一定程度向上した等の意見があった。

## 1. 確認内容

- 禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者(※NTTドコモが該当)によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認。

## 2. 確認結果

- ① NTTドコモに対して、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等を確認。
  - ⇒ 相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。
- ② NTTドコモ及び同社の特定関係法人(総務大臣が指定する者※)に対して、NTTドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。
  - ⇒ 電気通信業務に関する契約:禁止行為に該当する契約は確認できなかった。
  - ⇒ 電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務:NTTドコモの特定関係法人に対し、優先的な取り扱いを、または利益を与えると認められる契約は確認できなかった。

※ 総務大臣が指定する者:東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

## 5. 電気通信市場の検証

---

## 検証結果

### ● 契約数等の状況(2018年度末時点)

- ✓ 移動系通信の契約数:1億8,045万(2016.3比+11.6%、2018.3比+4.0%)
- ✓ MNOが最終利用者に提供する通信モジュールの契約数:2412万(2016.3比+80.0%、2018.3比+20.0%)
- ✓ MVNO契約数:2094万(2016.3比+65.0%、2018.3比+13.8%)
- ✓ MNOが最終利用者に提供する通信モジュール以外(スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等)の契約数:1億3,539万(2016.3比▲0.2%、2018.3比+0.2%)

⇒ スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数は、既に頭打ち状態にあるものと考えられる。

⇒ MVNOの契約数は、増加率ベースでみても、増加数ベースでみても増加傾向に陰りがみられる。

### ● 事業者別シェア(2018年度末時点)

- ✓ NTTドコモ:37.9%、KDDIグループ:27.4%、ソフトバンクグループ:23.1%、MVNO:11.6%

## 検証結果

### ● MNO間の競争状況について

- ✓ 事業者別シェア:NTTドコモ:42.9%(2016.3比▲0.8%、2018.3比▲0.4%)、KDDIグループ:31.0%(2016.3比+2.1ポイント、2018.3比+0.1ポイント)、ソフトバンク:26.1%(2016.3比▲1.3ポイント、2018.3比+0.2ポイント)
- ✓ 通信モジュールにおいては各社のシェアの変動が比較的大きい(例えば、2016年3月末時点におけるKDDIグループのシェアは2割台半ばであったのに対し、2019年3月末時点におけるKDDIグループのシェアは4割弱となっている。)
- ✓ 通信モジュール以外(スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等)における各社のシェアは、2016年3月末時点と比較しても、2018年3月末時点と比較しても、各社とも1ポイント以内の変動幅にとどまっている。
- ✓ 利用者アンケートにおいて半数以上の者(MNO利用者に限ってみれば68.9%)が10年以上継続して同一の事業者のサービスを利用していると回答している。また、事業者変更経験のあるMNO利用者のうち、63.1%の者が事業者変更の際に「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」と回答している。

⇒ 利用者の多くは、利用中のMNO事業者以外の事業者においてこれまで実施されてきた料金プラン体系の変更について、魅力的ではないと捉えている(または魅力的なものでないと予想し、そもそも他事業者における料金プラン体系の変更に関心を払っていない)か、各種のスイッチングコストの存在により、各時点においてあらゆる事業者のサービスの中から最適なサービスを選択(再選択)するということが事実上困難な状況にあると考えられる。

## 検証結果

### ● MVNO (SIMカード型)間の競争状況について

- ✓ 事業者別シェア: 楽天が最も高く(15.9%)、インターネットイニシアティブ(14.1%)、NTTコミュニケーションズ(11.4%)、オプテージ(10.1%)、ビッグロブ(5.3%)。2016年度以降、NTTコミュニケーションズ及びインターネットイニシアティブがシェアを落としている一方、MNOのグループに属しない楽天及びオプテージがシェアを伸ばしている。
- ✓ サブブランドの契約数を加えて各者のシェア変動をみると、UQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回っており、そのシェアの伸び(2016年度末比及び2017年度末比)は、SIMカード型契約数上位5者のいずれの事業者よりも大きくなっている。

⇒ MVNO契約数の増加傾向に陰りがみられることも踏まえると、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について引き続き注視するとともに、接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するために所要の措置を講じることが重要であると考えられる。

## 検証結果

### ● MNO・MVNO間の競争状況について

- ✓ MVNOのシェアは3年前と比較して3.8ポイント増加。他方、増加傾向に陰りがみられる。
- ✓ MVNO利用者の総合的満足度:60.0%、MNO利用者の総合的満足度:30.6%
- ✓ MNO利用者は、1ヶ月当たりのデータ使用量が1GB未満の者の割合が45.8%である一方、5GB以上使用しているとした者も2割程度存在する。MVNO利用者は、1ヶ月当たりのデータ使用量が1GB未満の者の割合が36.9%である一方、5GB以上使用している者は1割に満たない。
- ✓ MNO利用者は、ほとんどの者が対面によって契約しているのに対し、MVNO利用者は、7割以上の者がインターネット等において契約している。
- ✓ MNO利用者は、3分の2以上が移動系通信端末購入の際に割賦契約を締結している一方、MVNO利用者は、7割以上が端末を一括払いで購入している。

⇒ KDDIグループ契約数に占めるUQコミュニケーションズの割合や、ソフトバンクグループにおけるワイモバイルの割合も増加していることも踏まえると、サブブランド・MVNOも含めた競争が一定程度進展しているとも考えられる。

⇒ 一方で、MNO利用者とMVNO利用者間において満足度が大きく異なっているにもかかわらず、MVNO契約数の増加傾向に陰りがみられる背景には、MNO利用者とMVNO利用者の間には移動系通信サービスの選択の視点に違いがあることが一つの可能性として考えられる。

⇒ MNO利用者とMVNO利用者の利用状況の違いや販売チャネルの違い、移動系通信端末の調達方法の違い等を踏まえると、MNOサービスとMVNOサービスの間の代替性の程度は利用者によって異なるものと考えられ、あらゆるタイプの利用者がMNO・MVNO間の競争による利益を享受できる状況にあるかについては疑問が残る。

## 検証結果

- 移動体通信端末に係る利用状況等
    - ✓ 中古端末の利用者・利用意向者の割合が少しずつ高まってきている。
    - ✓ SIMロック解除の件数が増加している。
- ⇒ 今般の電気通信事業法の改正で、通信料金と端末料金の完全分離に係る制度整備がなされたことも踏まえれば、利用者が通信サービスの料金・品質で移動系通信事業者(サービス)を選択することが可能となるような環境が整いつつあるものと考えられる。

## 今後の課題

- 本年10月に楽天モバイルがMNOとして新規参入することが見込まれている。利用者アンケートにおいて、仮に現時点においてどの移動系通信サービスも利用しておらず、また、移動系通信に使用する端末も保有していない場合に、新たにどの移動系通信事業者のサービスを利用したいかを尋ねたところ、楽天モバイルと契約する者が多く、楽天モバイルのMNO参入により、事業者間の競争が促進されることが期待される。他方、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数は、既に頭打ち状態にあるものと考えられ、この分野において新規需要を大きく喚起することは困難であると考えられる。
- 全ての利用者が、MNOの新規参入による競争促進の利益を享受するためには、利用者があらゆる事業者の通信サービスの中から自らに合ったものを選択(再選択)できる環境を整備する必要がある。特に、MNOの事業者数の制限が、電波の希少性に起因した参入数の制限によるところが大きいことに鑑みれば、利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きいものと考えられる。
- 今般公布された電気通信事業法の一部を改正する法律において、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度等が整備されたところであるが、既に多くの利用者を獲得している事業者においては、様々な方法により既存の利用者を囲いこむインセンティブが働くものと考えられることから、引き続き市場における競争環境を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが求められる。
- このほか、移動系通信市場においては、通信モジュールとそれ以外(スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等)との間で市場の成熟度に大きな違いがみられるところ、これらサービス間には、需要の代替性が存在しないことも踏まえると、別々に市場画定した上で分析を行うなどの対応が必要であると考えられる。

## 検証結果

- 契約数等の状況(2018年度末時点)
  - ✓ 固定系ブロードバンドサービスの契約数:4,025万(2016.3比+6.2%、2018.3比+1.5%)
  - ✓ FTTHの契約数:3,166万(2016.3比+13.2%、2018.3比+3.5%)
  - ✓ 固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合:78.7%(2016.3比+4.9%、2018.3比+1.4%)

⇒ 固定系ブロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても増加傾向を維持しているが、その傾向に陰りがみられる。
  
- FTTH市場の競争状況(2018年度末時点)
  - ✓ 提供形態別の契約数:「卸電気通信役務」型が1,555万、「自己設置」型が1,357万、「接続」型が254万
  - ✓ NTT東西の小売シェア:26.5%(2016.3比▲25.6ポイント、2018.3比▲4.3ポイント)
  - ✓ 卸電気通信役務の提供に係るものを含めたNTT東西のシェア:66.6%(2016.3比▲2.3ポイント、2018.3比▲0.5ポイント)

⇒ FTTH市場(特に卸売市場)において、NTT東西は依然として大きな影響力を有している。
  
- MNO系光コラボ(※)について
  - ✓ 2018年度末時点におけるMNO2者の小売シェア:29.0%(2016.3比+18.5ポイント、2018.3比+3.2ポイント)
  - ✓ NTT東西のサービス卸契約数におけるMNO2者のシェア:72.2%(2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント)
  - ✓ MNO系光コラボ利用者の総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO系以外の光コラボ利用者や、光コラボ以外のFTTH利用者の満足度を下回っている。

⇒ FTTHの小売市場において、MNO系光コラボのシェアが高まっていることについて、その理由をFTTHアクセスサービス自体の料金や品質の優位性に求めることは困難である。

※ NTT東西のサービス卸を利用して提供されるFTTHアクセスサービスのうち、MNO(NTTドコモ及びソフトバンク)が提供するもの

## 検証結果

## ● MNO系光コラボ利用者の特徴

- ✓ 契約場所:MNO系光コラボ利用者においては、携帯ショップ等において対面による契約を行った者の割合が多い(MNO系光コラボ以外の利用者で、対面による契約を行った者は少数)。
- ✓ MNO系光コラボ利用者においては、81.5%の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」と回答
- ✓ MNO系光コラボ利用者は、その他の固定系ブロードバンド利用者と比較して、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス(事業者)選択に至った者の割合が多い。

⇒ MNO系光コラボ利用者の中には、NTTドコモ又はソフトバンクの携帯電話を利用する、または、新規契約を行おうとする中で、光回線とのセット契約を勧められて契約した者が一定割合存在するものと考えられる。そのような営業方法自体が直ちに否定されるわけではないが、勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が、公正な競争を阻害するものとなっていないか注視する必要がある。

⇒ 今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認において、小売料金等提供条件の実態、キャッシュバック等の利用者誘因策の実態及び利用者の乗り換えに関する意識の調査を実施したところであるが、これらの状況について引き続き注視する。

## ● 移動系通信との関係

- ✓ 他社の固定系ブロードバンドに乗り換えることができない状況下で、「10%の値上げ」で固定系ブロードバンドを解約する者の割合:13.8%、「25%の値上げ」で固定系ブロードバンドを解約する者の割合:58.0%。

⇒ 固定系ブロードバンド市場について、移動系通信市場とは別個の市場として画定することが適当であることが示唆される一方、移動系通信の存在が固定系ブロードバンドに対して一定の競争圧力を与えていることがうかがわれる。

⇒ 今後、5Gの普及により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスとの垣根が今後さらに低くなることが予想されることから、両サービスの代替性の程度等について引き続き注視する必要がある。

## 今後の課題

- 設備ベースで見れば、依然としてFTTH市場におけるNTT東西の存在感が大きい状況である。今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認においては、サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったところではあるが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する。
- また、本年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視する。